

## 令和元年第2回睦沢町議会定例会会議録

令和元年6月14日（金）午前9時開会

### 出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	白井住三子	産業振興課長	手塚和夫
会計管理者	秦悦子	総務課副課長兼 財政班長	秋葉秀俊
総務課主査兼 総務班長	池澤竜二	睦沢町農業委員会 事務局長	手塚和夫
教育長	今井富雄	教育課長	中村年孝
教育科主幹 (指導主事)	久我英治	選挙管理委員会 書記長	鈴木庄一

---

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 麻生 健介  
書 記 岡本 理奈

---

## 議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 4 陳情第 2 号 「国における 2020 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1 号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 2 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 8 議案第 1 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2 号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 3 号 財産の処分について
- 日程第 11 議案第 4 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 12 議案第 5 号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 報告第 1 号 平成 30 年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 14 報告第 2 号 平成 30 年度睦沢町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議案第 2 号 国における 2020 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

---

◎開会の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第2回陸沢町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎表彰状の伝達

○議長（市原重光君） ここで皆様にご報告をいたします。

去る5月24日に、令和元年度第1回千葉県町村議会議長会定例会が開催され、その席上におきまして自治功労者表彰が行われました。

本町では、今関澄男議員が11年以上在職されたことにより受賞され、ここにお預かりをしております。受賞されました今関議員におかれましては、誠におめでとうございます。

ただいまから、この場をおかりいたしまして、表彰状の伝達を行いたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

それでは、今関議員、演壇の前にお願いをいたします。

（表彰状伝達）

○8番（今関澄男君） 一言御礼申し上げます。

ただいま表彰されました。誠にありがとうございます。

これもひとえに、議員の皆様方、そして多くの関係する皆様方の温かいご指導、ご鞭撻のたまものと感謝申し上げます。

今後につきましても、議員の皆様、そして多くの皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、御礼のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（市原重光君） 以上で表彰の伝達を終わります。ご協力いただきましてありがとうございました。

---

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成31年1月分から平成31年3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、町長より新規採用職員の研修として今期定例会を傍聴させたい旨の依頼があり、これを了承いたしましたので、報告いたします。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る6月5日に今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。

内容について、中村 勇委員長から報告があります。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） 皆さん、おはようございます。

ご報告を申し上げます。

去る6月5日に市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、令和元年第2回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、6名の議員から一般質問の通告がされております。議案等については、陳情2件、承認2件、議案5件、報告2件であります。

次に、本日の日程について申し上げます。

まず最初に、日程第1といたしまして会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして会期の決定を行います。会期は、協議の結果、本日1日限りいたします。

日程第3及び日程第4といたしまして、陳情2件の審議をお願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し、本会議で決することといたしました。

続いて、日程第5といたしまして一般質問を行います。

その後、日程第6及び日程第7では、専決処分の承認についての審議をお願いいたします。

日程第8から日程第12までは、条例改正、補正予算など5議案について審議をお願いいたします。

最後に、日程第13及び日程第14といたしまして、報告2件を予定いたしました。

なお、採決の方法はいずれも起立によりお願いをいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆様方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

---

### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新元号になりまして最初の議会になりますが、季節は梅雨を迎え、木々の緑も一層の深みを増し、水稻の生育も勢いを増して参りました。

議員各位におかれましては、日ごろより町政の運営、住民福祉の向上に、ご指導、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略も最後の年となり、その集大成となるむつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷のオープンも間もなくとなり、私といたしましても、スマートウェルネスタウン元年と肝に銘じ、本事業の盛況なスタートと継続的な運営に万全を期して参る所存であります。

また、本年度の地区懇談会も各区のご協力によりまして無事終了し、町民の皆様のご意見やご心配など多くを耳にし、町政運営の大きな柱となりました。心より感謝を申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、睦沢町税条例等の一部を改正する条例及び睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、条例の一部改正、財産の処分、一般会計補正予算など5議案と繰越明許費繰越計算書の報告でございます。慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管について報告いたします。

まず最初に、むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷のオープンについて

て、既にご承知いただいておりますが、9月1日に町民を中心としたソフトオープンをし、10月1日に関係機関の方々を招いてのグランドオープンを予定しております。議員各位におかれましても式典へのご招待をご案内させていただきますので、よろしくご配慮いただきますようお願いを申し上げます。

次に、来年度に予定されております地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、特別非常勤職員の任用及び臨時的任用職員の厳格化や、一般職の非常勤職員の制度化として会計年度任用職員が創設され、採用方法、任期などが明確化されることとなります。このことによる関係条例の提案について、職員募集時期や制度の周知期間などを勘案し、次回の議会定例会を予定しておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

最後に、本定例会において新年度の町例規集を配付しておりましたが、未登載部分の整備に時間を要したことなどによりまして、今月末の完成となりますことから、大変恐縮に存じますが、完成し次第お届けをさせていただきますので、よろしくようお願いを申し上げます。

次に、まちづくり課所管の行政報告をいたします。

初めに、スマートウェルネスタウン地域優良賃貸住宅の入居の申し込み状況について申し上げます。

本住宅につきましては、過日の全員協議会で入居募集に関してご説明させていただきましたが、6月10日までの申し込みということで現在の状況をさらにご報告させていただきます。

まず、4月6日、7日に行われた現地見学会には37組の方がお見えになり、内訳は町内9組、町外28組、そのうち県外が7組でございました。皆さんからは安い家賃で素晴らしい住宅と環境という感想を持って見学をされておりました。

さて、入居申し込みでございますが、6月10日の締め切りで申し込みが22件、うち13件が入居資格を満たしているという結果でございます。住宅戸数に対し申し込み件数が少なかったわけでございますが、今回の住宅募集につきましては、主に町内と都心に対し広報を行わせていただきました。これは、出来るだけ町のPRにもつなげたいことや、都心の方たちとの今後のつながりを重視してのことで、具体的には、都心部の郵便局やイベント会場などへパンフレットを置いたことや、都心部で行われる移住フェアなどに積極的に参加しPRを行って参りました。しかしながら、周辺市町村に対しての広報は控えさせていただいたものでございます。

しかしながら、9月からの入居を可能とするため募集期間を4月1日から6月10日までとしたこともあり、既にお子様が進学、進級した直後の募集であったことから、この時期での

申し込みを控えたこと、また生活圏域が変わることなどが申し込みに影響したものと考えられます。

また、事前相談や申し込み時に相談を受けた感触では、環境も素晴らしく、家賃も非常にリーズナブルで魅力的というご意見が多かったものの、入居資格において世帯の所得月額が15万8,000円から48万7,000円以内であることという資格条件の中で、これは各種控除額を考慮した年間総収入額で申しますと、ご夫婦とお子様1人の3人家族では387万円から855万4,000円の年間収入ということとなり、また家族4人では434万5,000円から893万4,000円の年間収入になります。特に若い世代、20代の世帯には厳しい条件ということでもございました。

このようなことから、今後追加募集では、周辺市町村への広報も行う予定で、新しい道の駅での広報や新聞折り込みなどを活用して参ります。引き続き、都心部に対しても積極的にPR活動を継続いたします。

また、申し込み21件のうち、収入基準を満たしている件数が13件ということから、この収入基準につきましても、事業の制度上上限については変更出来ませんが、下限額については、一般的に家賃の支払いが可能と言われている総収入額に占める家賃の割合は4分の1程度ということですので、これを考慮し下限値の設定を再度いたします。

そして、追加募集については、お子様の進学、進級時期に新居を構えたい方をターゲットに、新しい道の駅のオープンのPRに併せ募集を開始し、年末までを締め切りとさせていただき、4月の入居に合わせ、新年度には極力33戸の全戸入居が出来るようにしたいと考えますので、皆様方のご理解をお願いするものでございます。

次に、新しい道の駅の出荷者協議会の設立についてご報告申し上げます。

去る5月31日に設立総会が開催され、多くの方の出席を得、新しい道の駅におけるつどいの市場出荷者協議会の設立がされました。今回、新しい道の駅に出荷申し込みをした方は、4月11日から13日の3日間での受け付けをさせていただき、件数は106件でございました。そのうち、5月31日の設立総会で会員となった件数は101件です。また、この中には任意団体や法人の申し込みも含まれ、任意団体は5件、営農組合で1件、その他の法人は10社となりました。任意団体、営農組合の各団体に加盟されている方の総数は48名になります。個人の申し込み数に各団体への参加人数を加えますと133名となり、その他の法人10社という状況でございます。133名プラス10社。

なお、4月の申し込み期間、3日間での申し込みが出来なかった方についても、出荷者協議会、設立総会、5月31日後に、オープンに間に合うよう再度申し込みの機会を設けるとと

もに、オープン後にも、これは新しい道の駅の様子を見てから申し込みたいという人もいると聞いておりますので、施設内での申し込みも随時実施する予定でございます。

オープンから1年以内には出荷者を133人から150人以上に増やしていきたいと考えるものでございます。また、睦沢町で営農したいという法人などの出荷も促しながら、道の駅には町の農産物等が多く並ぶようにしたいと思います。

今後は、出荷者の応援ということで、出荷者協議会については産業振興課が担当することになりますので、ご理解をお願いするものでございます。

次に、現道の駅となる睦沢町総合交流拠点施設、つどいの郷むつざわの跡地利用についてですが、昨年1月の臨時議会において、現道の駅、つどいの郷むつざわについて、日本郵便株式会社関東支社より新たな道の駅のオープンに伴い、条件を整えば既存の道の駅を是非睦沢郵便局として活用したいという申し入れが正式にあったということを行政報告させていただきました。私といたしましても、その後の活用として、また地域振興施設として最も好ましい拠点であるという考えを述べさせていただいたところでございます。

今回はその中間報告をさせていただきます。

日本郵便では、土地の所有者と交渉を行っており、既に所有者全員からの了承をいただいていると聞いております。また、有限会社つどいの郷むつざわとも協議を進め、つどいの郷むつざわで設置した倉庫や食堂、そして鉄骨ハウスなどについての取り扱いも協議され、これらの施設については、いったん町に帰属させ、町施設と併せ日本郵便に譲渡することで、有限会社つどいの郷むつざわの株主総会でも承認されており、4月には、本年9月30日をもって町に対して当該施設を寄附したいという申出書が提出されました。

これを受け、町では5月7日付で寄附採納の決定をさせていただきました。今後、事務を進め、現道の駅の指定管理が終了した後、出来れば10月1日付で日本郵便株式会社に無償譲渡したいと考えております。また、9月議会に議案として上程させていただく予定でございます。

本施設を郵便局が活用することは、睦沢町発展の大きな力になると考えますので、議員各位のご理解をお願いするものでございます。

なお、睦沢郵便局については、議決後10月以降からリノベーションを行い、令和2年初夏ごろを目途にオープンしたいと聞いております。また、新しい上市場郵便局については、令和2年4月末にオープンするものと聞いております。

次に、旧瑞沢小学校跡地、k i tみずさわのオープンについてご報告申し上げます。



旧瑞沢小学校の跡地利用として、k i tみずさわがオープンいたします。旧瑞沢小学校の跡地利用につきましては、平成29年12月議会において無償貸付の議決をいただいたところでございますが、このたび小学校を宿泊施設にリノベーションし、合宿の形を自由に組み立てられる地域の人々がつながる場所として本年7月13日にオープンすることとなりました。

本施設は、地域住民からの声を受け、事業者R. p r o j e c tでは、より住民が利用出来るスペースの確保や宿泊者が利用出来る会議室を増やすことなどを検討した結果、2階は従来の用途として使用し、1階を宿泊施設としてリノベーションをしております。

事業の概要を申し上げますと、本施設ではL C C合宿所という最低限のサービスを残した効率的な運営を行い、価格を下げお客様に合宿を提供する新たな合宿所の形にチャレンジするとしております。

事業者が運営する他の施設の利用者からも、もう少し価格が安いところで合宿したいという相談を多く受けているということで、合宿所の運営の一部、清掃や食事作りなどをお客様や地域の方の協力を得ながら価格を下げ提供いたします。

そして、お客様のニーズに合ったL C C合宿事業を軸に地域外の人を集客していくとともに、特別教室などは多目的室として、地域の人や地域外の人が何かを始めたり、つながる場所といたします。スポーツ合宿だけではなく、吹奏楽の練習や料理教室、また企業研修、グループワークなど、その利用方法は多彩になると聞いております。

k i tみずさわのk i tとは、工作キットのように自由に自分たちで組み立てる、作り上げるという意味が込められておるようでございます。

また、広報むつざわ6月号にも掲載されておりますが、新しい道の駅とともに、k i tみずさわでもスタッフを募集しておりますので、是非地域の方に申し込みをしていただき、道の駅と併せ雇用の拡大につながればと考えているものでございます。

なお、k i tみずさわの概要等詳細につきましては、既にホームページが開設されておりますので、k i tみずさわで検索していただければと思います。

続きまして、総合運動公園、多目的広場の拡張事業について経過報告をいたします。

令和元年度につきましては、昨年度に引き続き用地買収を行っております。現時点で6名の方の土地の取得が終わり、残りは4名となっております。残っている方につきましては、一部代替地の希望や法的な手続が必要な物件もあり、現在その手続などを開始しております。

また先般、施設に係る設計業務の入札を行い、年明けまでには設計を終え、その後盛り土、整地などの造成工事を行う予定でございます。また、土地を取得した場所から立竹木の伐採

等を順次行って参ります。

この運動公園の拡張につきましては、おおむね4年間で実施するという予定でございますが、このまま順調に進んだ場合には、令和2年度には排水工事や地盤改良、人工芝の路盤工事など、令和3年度にはトイレや駐車場、人工芝、外構工事、防球ネットやフェンスなどの工事を行い、令和4年度にオープンをしたいと考えております。ただし、国の補助事業を入れておりますので、その補助金の配分次第では若干延びることも想定がされております。

全体事業費といたしましては、当初に予定している金額5億円、うち補助金2億4,000万円、起債2億3,400万円、一般財源2,700万円に変更はございません。

なお、現在、県道側から土砂を搬入しておりますが、これは公園工事に利用するためのスマートウェルネスタウンの建設発生土を仮置きしております。公園に係る工事のコスト削減のためにも、発生土の有効利用を図っているものでございます。

土砂搬入時の安全管理について、交通整理員の配置が出来ていないときもありましたが、建設業者に指示し改善をいたしました。今後も安全管理には十分注意を払って参りますので、ご理解をお願いするものでございます。

最後に、平成30年度の睦沢町総合運動公園の事業実施状況についてご報告申し上げます。

平成30年度は、前年度の反省も踏まえ、より多くの方に公園が身近に感じていただけるように、教室事業の拡大やイベント、新たな健康プログラムの実施、また前年度に引き続き利用時間の拡大を継続し、新規の公園利用者の獲得に努めました。

年間利用者数は、対前年度比110.3%、7,148人増の7万6,439人となりました。なお、平成28年度と比較いたしますと、1万7,221人の増加となります。町内の利用者増加に加えて、宿泊施設や旅行代理店に積極的に営業活動を行い、前年度以上に町外、県外からの多様な利用者を集客することが出来ました。

全体の利用者数を、無料の一般利用、有料の一般利用、ふれあいスポーツクラブの利用に分けて申しますと、無料の一般利用者は2万7,620人、対前年度比137%、有料の一般利用者2万3,653人、対前年度比126.4%、ふれあいスポーツクラブ利用者数は2万6,566人、対前年度比83.2%となりました。また、有料一般利用における町内外利用の割合は、町内30%、町外70%、ふれあいスポーツクラブでは町内60%、町外30%、また無料の施設利用については、おおむね町内の方の利用と認識をしております。

全体的に見まして、昨年に比べ町内の方の利用割合が増加傾向にあります。なお、ふれあいスポーツクラブの利用が減少しておりますが、これは理由ははっきりいたしません、ふ

れあい会員であった方や幾つかのサークルの方たちは、ふれあい会員としてではなく一般有料利用者として施設を利用しているということでございます。また、小学生以下の会員数が減少しているようでございます。

なお、30年12月現在のふれあい会員は、前年度と比べ約200人減少し558人ということでございます。会員については町内314人、町外244人です。

ふれあいスポーツクラブの利用については、小学生の会員数がかなり減少したということもあり、全体の利用者数も減少傾向にあります。各サークルや個人会員の利用者については以前と変わらない時間数で利用いただいております。町民の方に気軽に利用いただける環境は継続して整備されているものと思われま。

利用者からの声ですが、施設の予約、利用そのものについては、利用が増加したにもかかわらず、利用出来なくなった、利用しにくくなった等のクレームはほとんど聞こえてきませんでした。これは、原則として、特にこれまで継続して利用されて来たふれあいスポーツクラブの個人やサークルの利用について、優先予約のルールを継続し、最大限配慮して来たことに起因しているものと考えております。

また、昨年度の一部のイベントなどでありましたが、施設利用に際してのルールや取り扱いの変更に対する戸惑いや不満については、30年度からは、より密なコミュニケーションを図り、継続して実施することで理解が深まったこともあり、ほとんどクレームは聞かれなくなったと認識しております。

一部の利用者からは、夜間の時間拡充やこれまでになかった教室の実施なども含めて、全体的に施設が利用しやすくなったとお声をいただくこともありました。また、取り組んだ自主事業の内容や効果ですが、スポーツツーリズム事業は自主事業の大きな柱となりますが、その成果は利用者数の増加につながっており、特に学生や子供など元気な若者が増加したことで、週末を始め、これまでは閑散としていた冬の期間においても活気とにぎわいが見られるようになりました。

町外、県外の方のも、まずは睦沢町に来てもらうということで、将来の町の活性化の一翼を担うものと考えています。

また、30年度は、合宿時のお弁当を町内のお店に依頼するなど、町内での消費をしてもらえるように工夫したと聞いております。

31年度は、旧瑞沢小学校の合宿施設が7月から開業する予定ですので、また新しい道の駅も9月にオープンすることを踏まえ、より緊密な連携を実施することで、より町内での消費、

飲食店や物販の増加も期待出来、町のプロモーションにもつながるものと考えております。

そして、自主事業のもう一つの柱はスポーツ教室の実施ということで、子供から高齢の方までの男女を対象として、本格的なスポーツから気軽に出来る運動まで、多様な教室を展開することで町民の健康づくりにも寄与していくことを目標としており、29年度は講師の確保や施設利用の調整などの課題もあり、当初の想定よりも参加者が少なかったわけですが、30年度は新たな教室の立ち上げ、テニスやダンス教室、また、もともとふれあいスポーツクラブで実施されていたサークルの教室化、そして町で実施している実証事業と連携した健康プログラム事業の実施などを展開したことで、大幅な参加者の増加につながっております。

スポーツ教室の参加者は約4,000人、29年度597人と比べますと前年比670%になりました。ただし、一部教室につきましては、まだ広報、周知が不十分であることから、参加者が横ばいとなっているなどの課題もあり対応が必要と考えておりますが、個人の体力づくりや健康づくり、気軽に参加することから始めることに着目した教室やプログラムを展開したことで、特にトレーニングルームやスタジオで気軽に運動を楽しむ利用者が増加傾向にあります。こうした動きにつきましては、町の掲げる健幸まちづくりに大いに寄与するものであると考えております。

なお、利用者数に関する今後の見通しでございますが、年間を通した利用者としては、スポーツツーリズム事業において、今年度、旧瑞沢小学校跡地を活用した合宿事業が開始されることに伴い、パークむつざわでのスポーツ合宿利用者が増加すると想定しております。また、令和元年度も引き続きスポーツ教室の種類を増やすとともに、積極的な広報等により参加者の増加を実現したいと考えております。

最後に、平成30年度の収支についてご報告申し上げます。

平成30年度は、126万3,868円の支出超過となりました。収入については、利用料収入及び教室事業収入が前年度から増加となりました。支出については、事業運営に伴い、自主事業講師料やイベント運営費が増加となり、また前年度と同様に人件費の支出が上回り、支出が増えた要因となっております。

平成29年度に引き続いてマイナス決算ということで、不足分は事業者が補填をしておりますが、令和元年度は2年間のマイナス分を取り戻せるよう、自主事業等の収入を増やししながら、利用者のさらなるサービス向上をお願いしているところでございます。

以上、大変長くなりましたが、私の挨拶と行政報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名をいたします。11番、中村 勇議員、12番、市原時夫議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日一日限りとしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日一日と決定いたしました。

---

#### ◎陳情第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経緯があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思えます。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、本陳情に賛成の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） それでは、ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採  
択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定をいたしました。

---

#### ◎陳情第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、陳情第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する  
意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

先程の陳情第1号と同様に、本陳情につきましても、過去に陳情が提出され、審議された  
経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会  
議で決したいと思えます。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、本陳情に賛成の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 本陳情の2でございますが、少人数学級の実現のためということでの教職員の定数の改善ということとなっております。私はこれに反対をするわけではございません。

ただ、具体的に述べれば、現状の教職員の方々の過密労働、こういう点も出来れば強調していただいて、この改善という中に入れていただければよかったかなと。ただ、7番で全体のものとして出ているので、そこに入っているかなという気もしないわけではございませんが、そういう点でのさらなる充実を私は国にも求めたいと思います。

それから、学校の正規の図書司書など、自ら興味を持って子供たちが学習出来る、そういう環境整備というようなことは特にこれから重要になって来るのではないかと。そういう点でのより充実した内容も政府に求めたいというふうに考えておりますが、このこと自体については非常によいことだと思いますので、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 反対者の発言を許しますけれども、ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 賛成者もありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定をいたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いをいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

---

#### ◇ 市 原 時 夫 君

○議長（市原重光君） 最初に、12番、市原時夫議員、どうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫でございます。

通告順に沿いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず最初は、睦沢町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略についてであります。

現在、町の施策実行の基本になっているのは、睦沢町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、いわゆる総合戦略であります。これは、平成27年度から今年度平成31年度、2019年度までの計画であります。現在の総合戦略改定については、計画期間が終了する2019年、今年度末をめどに計画の改定を行いますとしております。

報道によりますと、政府も2020年度から24年度までのまち・ひと・しごと創生基本方針案を決定したということであります。関係人口の拡大や地元での雇用拡大など、地方の人口減少を抑えるとの上からの方針であり、住民の暮らしや福祉、地域環境、循環型経済政策など、足元からの施策はどうなっているのか、疑問のところも残りますが、既にこうした方向が出ております。

国の一定の方向が示されたこともあり、町の次期計画は予定どおりとしたならば、一定の方向性を議会、町民にも示す時期ではないかと考えますが、基本的な考え方、施策目標、重点施策などをまずお聞きをしたいと思います。

私は、総合戦略改定に当たっては、住民が主人公の立場で、住民の生活実態と要望を第一に、今後の経済状況の冷静な判断を踏まえたものにすべきと考えます。

現在の総合戦略は、住民の暮らしの要望に沿って作成されたというより、人口急減を防ぐという国の上からの目標に対し、定住促進住宅建設、主な公的・公共商業施設の集中によるコンパクトシティー化、スポーツ観光施設の建設など、自治体独自というより政府の施策の先陣を切って、開発建設を重点に進められていると考えております。

しかも、この計画は作成段階から、景気は緩やかに回復している、これをずっと続けて来て、私は、これは町の町民の生活実態認識から大きくかけ離れていると指摘をして来たわけですが、こうした上向きの経済を前提とした計画となっております。



しかし、5月13日に政府が発表しました今年3月の景気動向指数は、基調判断が悪化に下方修正された等々、現状を認めざるを得なくなった。実に6年2か月ぶりであります。その上、消費税10%への増税となれば、暮らし悪化はさらに進むと思われます。

私は今こそ、教育環境整備は別として、施設建設型から暮らし、福祉優先へと基本的な考え方を転換すべきと考えますが、まずお聞きをしたいと思ひます。

次に、子育て支援についてであります。

特に、子供に係る国民健康保険税均等割額の軽減について伺ひます。国保税については、今議会で全体の税額軽減が予定をされております。内容につきましては議案質疑で行いたひと思ひますが、一定の住民負担の軽減であります。これは国保会計が千葉県一本に統合された結果、全県的な財政調整により睦沢町への国保会計事業納付金が決定し、そのことと町の国保税徴収状況などにより、一般会計からの繰り入れをしなくても納付金が支払うことが出来るとの判断からのものであると思ひます。

また、これまで大幅に国保税が引き上げられており、軽減によって重税感がなくなったわけではないことも明白であります。さらに、全県的な税の標準化は、今後高齢化による納付金の増加などによって、毎年のように引き上がる仕組みになっていることや、国からの財政投入状況によっては、税額負担増を住民に押しつけるものになりかねない問題も含んでいと思ひます。

既に全国知事会、全国市長会など、国からの公費投入で構造的問題を解決するという一致した強い要望が出ており、協会けんぽ並に引き下げ、暮らしを支え、充実することが、こうすれば出来るという方向も出ているわけあります。

そもそも国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因の一つは、国保の均等割、いわゆる昔流に言えば人頭割であります。子供が1人生まれたら、その子が支払い能力がなくても税金がかかるという仕組み、そして世帯割という保険料算定で行われているからであります。

世帯員の数に応じてかかる均等割は、法律で徴収するとなっておりますが、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求も出されております。仙台市、清瀬市、旭川市など、私のまだ不十分な調査であります。こうしたところも負担の軽減がされているようであります。

大体、人口減少というふうに言いながら、子供が生まれたら国保税をかけるという仕組みが施策的に矛盾しているんじゃないでしょうか。まず、子育てが出来る環境と経済状況を充

実することこそ、大もとの政府の役割であり、町として出来る独自の施策として、均等割の独自軽減を行うべきではないかと考えますが、町長の考え方をお聞きします。

次に、学校給食無償化で子育て支援、人口急減を防ぐ施策としてはどうかについて伺いたいと思います。

町の総合戦略作成の住民アンケートを見ましても、将来の生活、結婚、出産、子育てに関する不安、心配は何ですかと聞いたときに、第一は家計収入のこととなっております。そして、人口増のための必要な施策では、2番目に出産、子育てに関する助成制度の充実となっております。つまり、この町に住み続けてもらうために住民が求めている内容は、働く場の創出などとともに子育て助成制度の充実が求められていることが、この調査結果でも明らかではないでしょうか。

この間、町は子供医療費助成などの経済負担軽減や放課後児童クラブ設置など充実を進め、こうした声に一定応えて来て参りました。その点では評価をしたいと思います。

しかし、憲法第26条は、義務教育はこれを無償とするとあります。現実には、副教材費や学校給食など徴収をされているわけであります。私は憲法の本質からいっても、就学援助制度にとどまらず、子育て支援という視点から学校給食の無償化に踏み出すべきだと思います。

睦沢町として、子育てをするのなら睦沢町、若い方が住みたくなる、今、町長が色々細かく時間を割いてご説明をいただきましたが、こうした住宅段階から次は私はその中に住んだ方がずっと住んでいける、こうしたソフト事業、こういうところに今度転換をしていくべきではないかと思うわけであります。

大多喜町での小・中学生への学校給食無償化の視察、これをやって参りました。私は睦沢町でもその内容を含めて実施を求めてきましたけれども、文科省が平成29年度、これちょっと古いんですね。その段階で全国の小・中学校での無償化が76自治体、小学校のみが4、中学校のみ無償化、その後かなり全国的に給食費の無償化は進んでいるようであります。

この千葉県でも芝山町では、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実、食育の促進、少子化対策及び子育て支援をするということを明確に掲げて、平成30年度から学校給食の無償化であります。

千葉県内はその他に、今言った大多喜町、神崎町、それから調べたら、香取市自体が県内を調べているんですが、これがこの市が調べたところだと、芝山町、多古町、東庄というふうになっておりますが、町として調べた数値があれば教えてください。もうちょっと増えているかもしれません。

文科省は学校給食を教育活動の一環と明記しておりまして、政府も国会答弁、矢野和彦文科省審議官は、この無償化について、食育推進や保護者の経済負担軽減、定住、転入の促進などが目的に挙げられているのではないかと答弁をされております。

私は住民要望の視点から、また町が大目標として掲げている人口急減を防ぐという意味からも、こうした学校給食の無償化に今こそ足を踏み出すべきではないかと考えます。

直近の小・中学校ごとの、全国でわかればいいです。わからなくても県内位わかるでしょう。こうした学校の実施の状況、また実施した場合の予算額はどの位になるか教えてください。

次に、子供のインフルエンザ予防接種補助について伺います。

高齢者の補助は既に実施をされております。ただ、毎日顔合わせる学校に通う児童・生徒の場合、インフルエンザの広がりとは他の年齢階層よりも急速であるということは明らかでありまして、家族で一人がかかるとずっとかかっていると、そういうきっかけになるのがこうした子供たちの環境にもあるのではないかと思います。

もちろん、インフルエンザ接種をするかどうかは児童・生徒自身、保護者の意向でございますけれども、経済負担が少なく、なくなる、こうした条件を作ることは、子育て支援の町、住んでいなくなる町にしていく意味でも、条件整備として私は大事なことだと思うわけであります。

近隣では、長生村や長柄町などが実施していると聞いております。県内実施自治体とその内容について調査されていると思いますが、お聞きをしたいと思います。

以上、第1回目を終わります。

○議長（市原重光君） 1回目を終わりました。

答弁をお願いいたします。

市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員の質問にお答えをいたします。

最初に1、睦沢町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略について、現在の総合戦略の基本的評価と2020年からの改定総合戦略についての基本的考え方、施策目標、重点施策をお聞きしたいということですが、まず現在の総合戦略の基本的評価について申し上げます。

第1期総合戦略では、目指す将来像として、「住もうむつざわ 行こうむつざわ「新しいまちのかたち」がここにある」といたしまして、地域の特性を活かした各種の取り組みや睦沢町ならではの新たな取り組みを展開していくことで、誰もが安心して健康に暮らし続ける

ことの出来る地域社会の構築を目指すとともに、多くの人が訪れたい、住んでみたい、働いてみたい、そして暮らし続けていきたいと思えるまちの実現を目指しますとして、各種施策を行って参りました。

その結果、千葉県毎月常住人口によりますと、2019年の総人口は6,926人となっており、社人研推計6,450人に対し450人強、また人口ビジョン・町独自パターンで推計した数値6,722人に対しては204人となり、その施策効果は出ているものと考えます。また、施策効果を加味した将来展望としての数値6,854人もクリアしております。

なお、平成30年から31年の1年間の総人口の増減率はマイナス0.89%となっており、近隣の白子町、長柄町、長南町では1%を超える減少率を示しているのに対し、減少率はある程度抑制されているものと考えております。

また、将来展望では、社会移動の均衡を目標としておりますけれども、2015年から2019年の4年間に転入713人、転出757人となり、44人の転出超過となっており、社会移動の均衡を保つまでには至っておりません。

出生率については、2020年目標の1.42にはほど遠く、千葉県が公表している数値で睦沢町は平成28年度1.14、29年度0.95となっております。一宮町を除き、近隣町村では、ほぼ同じような数値を示しております。

したがって、基本的評価といたしましては、人口減少はある程度抑制されているものの、人口の社会増減、特に出生率の達成が出来ていない状況にあります。

また、総合戦略の重点プロジェクトとして掲げましたむつざわスマートウェルネスタウン拠点創出プロジェクトは、現在工事中であります。7月末までの完成、9月1日のソフトオープンに向け進めているところでございます。

なお、行政報告でも申し上げましたが、住宅の申し込み状況や直売所出荷者数などについても伸び悩みしているところではあります。事業者と一体となり目標が達成出来るよう、鋭意努力して参る所存でございます。

そして、第2期の総合戦略についての基本的な考え方、施策目標、重点施策をお聞きしたいということでございますが、町の総合戦略については2019年度までとなっており、2020年度の早い時期には、これまでの施策、第1期総合戦略に対するKPI（重要業績評価指標）の実績も出て参ります。

また、本年度中には、国の第1期総合戦略に関する検証もされるということで、次期総合戦略の基本方針も決定し、年度末までには新たな国の総合戦略も策定される見込みでござい

ます。

法律上、国の戦略を勘案して策定しなければならないとしていることから、国の動向、または戦略の方向性が明らかになった時点、これは本年度末になると思いますが、町でも2020年、令和2年の出来るだけ早い時期までに、K P Iの検証、評価を行い、今までの施策に対する課題や新たな課題も整理し改善することや、また新たな施策も検討した中で、これらの方向性を出したいと考えております。

したがって、第2期の総合戦略の策定については本年度から検討を始め、出来れば令和2年12月を目途に、2020年度から5年間の総合戦略をまとめたいと考えております。

そして、基本的な考え方、施策目標、重点施策ということで、総合戦略策定のポイントといたしましては、今までの拠点の形成から町民の人生をより豊かにする施策の展開をしたいと考えております。新規の重点プロジェクトとして、今までの計画に基づき形成されている拠点を舞台とした新たなソフトプログラムを立案したいと考えております。

また、ただいま申し上げましたように、出生率が依然として低いということからも、まずは子育て支援に力を入れていきたいと考えております。定住促進に加え安心して子供を産み育てられる環境づくりによる町の活力アップを図れればと考えております。

これは、若い世代の転出超過傾向も見えており、現時点では人口減少に大きく歯どめをかけるほどにはなっていないことから、若い世代のさらなる転入促進や出生率の向上が必要と思われまので、次の戦略では子供子育て世帯へのソフト面での支援策が必要という認識でおります。これを新たな総合戦略の重点プロジェクトに出来ればと考えるものでございます。

また、大きく変わろうとしている学校教育や社会が求める人材に対応するこれからの子育てをどう捉えていくのかが大きな鍵と思っております。そして、園小中一貫教育を進める中で、教育環境の整備としての施設整備についても進めて参ります。

また、引き続きスポーツツーリズムの推進を図って参りたいと考えておりますが、グリーンツーリズムや歴史、文化ツーリズムについても力を入れて参りたいと考えます。

そして農業施策ですが、集落営農組織は出来て来たものの、まだまだ組織の充実、発展が必要であり、また農業従事世帯数も減少する中で、耕作放棄地の解消も含め、こういった施策が有効であるか、十分に検討して参ります。

また、先進予防型のまちづくりにつきましても、町民の健康寿命延伸のための施策を継続するとともに、新たな個別施策も立案し、誰もが安心して健康に暮らし続けることの出来る地域社会の構築を目指します。

さらには、人口構造や環境の変化ももたらす大きなうねりとしての変化と新技術の開発などにより社会変化の可能性もいち早く予見し、本町としての対応の検討も欠かせないことと考えておりますので、町の特性を捉えた分析の視点や実効性が期待出来る内容となるように計画を立案して参りたいと考えますので、ご理解を賜るものでございます。

他にも色々あると思いますが、十分に熟考させていただき、町民の暮らしの利便性や生活に密着した戦略、そして多くの人を訪れたい、住んでみたい、働いてみたい、そして暮らし続けていきたいと思える町の実現を目指します。

次に2、子育て支援についての1点目、子供に係る国民健康保険税均等割額の軽減の考えはと、3点目の子供のインフルエンザ予防接種補助についてをお答えし、2点目の学校給食無償化で子育て支援・人口急減を防ぐ施策としてはどうかは、教育長からお答えさせていただきます。

まず、1点目の子供に係る国民健康保険税均等割額の軽減の考えはについてですが、国民健康保険税につきましては、国民健康保険法施行令に基づき、本町では世帯の負担能力に応じた所得割と受益の程度に応じた均等割と平等割との合計によりご負担をいただいているところであります。

ご質問の子供の均等割の軽減措置については、現行の国民健康保険制度では、軽減した財源は他の国保被保険者が負担する形になりますので、負担が増える側への理解を伴うことや、子育て支援施策としては、国民健康保険加入世帯のみに限定される側面もあり、公平を保つ観点から、現状では子供の均等割の軽減導入は難しいと考えております。

しかしながら、国保税の負担は他の被用者保険と比べて大変重いものとなっており、そういった中においても、本町の保険税収納率は被保険者のご理解により県内でも上位に位置しておりますことは、私も十分理解しているところでありまして、今定例会におきまして国保税の負担軽減に向けた税率の改正を提案させていただいたところであります。

子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入につきましては、全国的には取り組み事例もございしますが、全国知事会等において、議員おっしゃったように医療保険制度改革推進の一つとして国に働きかけを行っておりますので、その動向を注視して参りたいと考えております。

なお、子育て支援につきましては、町全体としての支援の充実を総合的に判断し取り組んで参る所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3点目の子供のインフルエンザ予防接種補助についてでございますけれども、予防接種の実施に当たりましては、予防接種法に基づき集団予防を目的とする感染症など、市町

村が積極的に進めるいわゆる定期接種については、全額助成を行っているところであります。

一方、個人の予防として、自らの意思と責任で接種を希望する感染症など、いわゆる任意の予防接種につきましては、現在65歳以上の高齢者等を対象とするインフルエンザや定期接種対象以外の肺炎球菌ワクチン接種希望者に対し一部助成を行っているところでございます。

ご質問の子供へのインフルエンザワクチン接種に関しましては、希望者が各自で受ける任意接種であり、それぞれの保護者の判断で接種しているところであります。昨年度は長生保健所管内において例年になく感染者が増加し、県全体でも本年1月にインフルエンザ警報が発令される事態でありました。このような状況の中で、本町においてもこども園3クラス、小学校2クラスが学級閉鎖となりました。幸い中学校においては学級閉鎖に至らず、特に受験期においてインフルエンザの発症により高校受験に臨めなかった生徒はおりませんでした。

インフルエンザ予防接種の補助については、県内において取り組み事例はございますが、インフルエンザ以外の子供の予防接種の需要なども鑑み、今後検討を重ねて参りたいと思います。

なお、子供たちをインフルエンザウイルスの感染から守るために、引き続き保健活動については予防啓発などに努め、教育現場においても学習環境に配慮しつつ、子供たちや保護者へ感染症予防指導の徹底を図るよう連携して取り組む所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

ちなみに、管内の取り組み状況でございますが、長生村につきましては中学3年生のみ受験対策用として実施をしている。あともう一町、長柄町で実施をしているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 市原時夫議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2の子育て支援についての2点目、学校給食無償化で子育て支援、人口急減を防ぐ施策としてはどうかについてでございます。

これまでもご質問をいただきまして、ご説明させていただいておりますけれども、学校給食法では、学校給食の施設整備や職員の人件費、修繕費等は学校の設置者が負担することとなっております。それ以外の経費、具体的には食材料費でありますけれども、保護者が負担することとされております。

本町では、昨年度から学校給食費を公会計化いたしました。適切なアレルギー対策の実施、

食材の質の維持、安全・安心、そして適温でおいしい給食を提供しておりますが、変動する物価に対しても工夫をしながら、千産千消の推進を図っているところでございます。

また、子育て支援策としての学校給食費の無償化については、教育委員会としては保護者の経済的負担が軽減することは明らかですけれども、給食費の無償化により、保護者が給食に対する関心を低下させ、子育て支援に対する意識も低下してしまうなどの懸念があり、受益者負担の立場からも給食費の無償化については慎重に検討を重ねる必要があるものと考えますとして答弁をさせていただきました。

しかし、本年の10月から、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、幼児教育無償化がスタートいたします。幼児教育の無償化には、本町におけるこども園での給食費についても主食費と副食費とに分けて考えることとなりますので、学校給食についてお答えする前に、こども園での給食についてお話しさせていただきます。

こども園の給食費は、10月以降、ご飯やパン等を主食費、おかずを副食費として区分いたします。給食費は本来、保護者からの実費負担となるわけですけれども、主食費、副食費として分けた場合、本町においては、これまでもご飯等の主食部分を一部町で負担し提供しておりました。10月以降も引き続き町の負担で提供したいと考えております。

ご質問の学校給食については、これまでは保護者からの実費負担としておりましたが、ご飯等の主食については、次年度以降こども園と同様に区分し、町の負担で提供することを考えて参りたいと思います。

提供する米等についてですけれども、睦沢米を中心とする町内で生産された米や小麦、パンの原料にするわけですけれども、利用したいと考えております。このことにより、子供たちにとっては、食育や郷土愛の観点から、おいしいお米の育つふるさと睦沢への誇りを養うこと、またお米を基幹産業とする農家への支援や育成にもつなげたい。もちろん、給食費の一部を町が負担することで、わずかではありますけれども、保護者の給食費負担軽減へもつながるものであると考えます。

なお、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対しましては、学校教育法第19条の規定に基づき、就学援助費の支給をしております。

また、質問がございました、現在県内では無償化ほどの位かでございますけれども、令和元年の調査、この調査では現在県内7町であります。しかし、今私どもの把握の中では町名は把握しておりません。申し訳ございません。

あと、小・中学校を無償化した場合、どの位お金はかかるかということでございますけれ



ども、おおよそ2,800万円程度というふうに試算をしております。

人口急減を防ぐ子育て支援の施策としまして、まず人口急減に対する施策は町でも推進をされております。教育委員会といたしましては、既にお話しさせていただいておりますけれども、ゼロ歳から15歳を一つの枠として捉え、自ら一步步み出す15歳に成長すること、この姿を義務教育終了時の15歳の睦沢の子供たちの姿として押さえ、その姿を目指す教育を進めて参ります。

将来の予測が難しいこれからを生き抜く強い力、人間力と社会力を兼ね備えた子供たちを成長させること、質の高い教育を充実させること、このことこそ本町の特色ある教育、魅力ある教育として人口急減を防ぐ子育て施策にしたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初に、総合戦略についてお伺いしたいというふうに思います。

町長は、人口急減を他と比べても、その減少状況をかなり緩和出来たというようなお話がありましたが、町長自身がお話をされたように、町の財政のかなりをつぎ込んで安い家賃やそういう家の提供出来る条件を作ったということが新たに入ってこられた方の最大の理由の一つであるということでありました。

自然増、問題は、これは長く続かないわけですよ。建物をどんどん安く町が財政やって入ってもらおうというのは、いわゆる誘導型でありまして、何といたっても自然増とよく言われるように、そこに住んだ方が子育てをしやすい条件を作って、人口が増えていくということが、これが正道であると私は考えますし、町長もそうお考えだというふうに今伺いました。

そこで、私は幾つかの具体的な項目で、これは町長言ったように、当初よりも1年ずらすということですよ。だから、今のうち言っておかないと案が出来てから言ってもしょうがないと思いますので、幾つか私は問題点を指摘し、具体化の中で検討していただきたいと思うわけでありまして。

最初にスマートウェルネスプラン事業についてであります。

これは3月議会もちょっと言ったんですけども、この拠点形成事業について、町長は予算説明の中で千葉房総の観光の拠点ということで、新たな開発建設推進ととられかねない方向を示しているということで、この点のこの意味はどういうことなのかと。私は町長が言ったようにこれからソフト事業だと言ったんですから、そういう意味でどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、この道の駅自体、年間の来訪者が平成26年の15万人から完成後25万人を目標とするということで、大幅に人が来なければ採算性では問題があるわけでありまして、毎年1億円近い返済を続けることが25年でしたっけ、あの計画だと。というふうになっているわけでありまして、こういう意味で、私は事業自体としてこれを新たに財政を入れて拡張するというのは余りにも冒険過ぎるのではないかと思いますので、お聞きしたいと思います。

そして、町の農業の発展を保障するというので、さっき配られたので私まだ全部見ていないので、ちらっとしか見ていないんですが、当初のこの戦略では新規就農者も目標50人というふうにされていたわけでありまして、これは一体どこへ行ったのか、現状どうなのか。私はこうした基本的な地域循環型の経済という発展からは、新規就農者ということは非常に大事だと思うんですが、私が見落とししたのなら教えてください。現実にはどういう目標に対しても達成しているんだとは思いますが、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、問題は、最大に掲げているのはスポーツ観光ですよ。色々やると。それで増えているということではありますが、今全体が人口急減であります。だからこの計画を作っているわけですけれども、そういう中で、観光人口の減少、それから個人消費、政府もとうとう認める位の個人消費の中で、こうしたところで、しかも京都や奈良やそうした歴史的な資源が豊富にある、睦沢町もありますよ。ありますが、そうしたところと同等の形での思いで、観光第一にしていいのかということで、私はここは慎重にすべきだと。

それから、今後の問題につきましても、地元と切り離れたような、例えば民間業者導入委託など、環境、景観、こういうものの保存ということを前提とした立場も明らかにし、住民自身とともに、様々な計画については進めるということを進めるべきではないかと。この住民合意ということは、きちっと私は位置付けるべきだと思いますが、お伺いします。

それで、問題は交流人口と最初なっていたんですよ。それで国のほうは、今度は関係人口ということで出したものだから、町のほうも関係人口と言い出したということで、単なる観光の方が来たわけではなくて、個人と個人がかかわって深いつながりを得て、それで地域の定住人口を増やしていくという考えにどうも政府も次のところにも、そういうところを基本にしているようでもありますけれども、問題は、私はそういう施設を作ることには重点があるのではなくて、そうした住民の暮らしをしっかりと支えて余裕を持って、町外の方、都市部の方々と関係人口を築くことが出来る、こうしたことが1番大事ではないかというふうに思うんです。

65歳以上になったら夫婦で2,000万円以上必要だといって、どういったって無理だなとい

うことで、何かなかったことにしようと。だって一回出したものをなかったことには出来ないわけでありまして、そういう、もう本当に私から言わせると怒り心頭に発するような条件の中で、こうした、私は町として出来る暮らしを支えるということを基本とすべきだというふうに思います。お伺いします。

それから、雇用創出については、ちょっと先程言いましたけれども、新規就農者支援、もうこれの本格的な強化、それからノウハウがあるからといって、全国的な巨大な企業に委託をするのではなくて、地域の住民の暮らしを支える、それから地元中小業者への支援の強化、そのことによって雇用が改善されるという方向に私はすべきだと思います。

また、国保、介護、高齢者事業などの負担軽減やサービスという、私はこういう地道なところに、やはり今これからは経済がどんどん右肩下がりになって来ているんですから、そこを町として何が出来るかということを引きちとて考えてやっていただきたい。そしてお金の心配なく子育てが出来る支援、安全な環境の整備、これはもう子供たちの将来にとって大事であります。こういうことは、私は今、今度の計画の中できちと重視をしなければいけないと思います。

それから、町長は今、コンパクトシティ化について、昔でいえば郵便局、今もそうなのかな、そういうので一極集中型にしていこうという方向をしております。私はある意味ではいいかもしれないけれども、そういうところを町の部分についてはもうただで使ってくださいと、将来それは返って来る。返って来るかどうかどうかわからないですけども、そういうふうな形で、どんどん民間に町の財産などを無償で譲渡してしまうというようなやり方が一体いいのかと。しかも一極集中となると、そこから発生する交通生活環境の対応が求められるわけですから、こういう点での問題点も十分私は検討していただきたい、問題提起ですよ。というふうに思いますので、やっていただきたいと思います。

それから、問題はそれにとどまらないんですよ。前も言いました2040構想研究会というのがもう既に16回やっておりまして、構想を発表しております。

東京を拠点とする拠点都市化、再合併による小規模自治体5万人以下の解消、公務員半減と民間委託推進、地方交付税の抑制と社会保障削減、公共サービスは丸ごと民間市場にやっでもうけてもらう。ビッグデータはそういう民間のところに、つまり町が持っているデータをそういうところに提供する。窓口は人じゃなくて、ロボットだか何かわかりませんが、AIにしていくという、非常に行政のあり方を根本から変え、職員の半減などに取り組む。これは突然やるわけではなくて、だんだんやっていくわけですから、こういう方向につ

いては私、きちっとそれは住民のためにならないということも明記をしておいて、地方自治法の住民自治、団体自治ということを明確にすべきだというふうに思いますので、お聞きしておきたいと思います。

次に、子育て支援ということで、国民健康保険税の子供の均等割の軽減についてをお伺いしたいと思います。

町長、この国保のみが、これをやると負担がかかると、これ逆なんですよ。だって国保がかかり過ぎているんだから。だから全国自治体の長が、国が1兆円出してくれと言っているわけですよ。ここの部分というのは、そういうところよりも出来るだけ社会保険、こうしたところに近づけるという意味では、これは別に、差別が広がるとかそんな問題じゃない、逆なんですから。その一端として出来ればなくせばいいわけ。それで同じくすれば、わざわざ子供だけを取り上げて私なんか質問しませんよ。町として今出来る部分でどうなのかということをお聞きをしているわけでありまして。

これ、軽減措置をやった場合はどの位の財政負担になるんですか。数千万円になるんですか、恐らくならないでしょう。わかれば教えてください。

こういう視点に立たなきゃいけないと私は思いますよ。法律上は国民健康保険法第77条、特別な事情がある場合ということで減免出来るという規定があるわけでありましてから、それはもう町長の考え次第でやるべきだと。それで政府、厚生省も国保運営方針に基づき計画的に削減解消すべき、赤字の場合はまずいと、そういうような理屈ではいけないと。けれども、今言ったような状況については、法定外繰り入れは自治体で判断していただくというのが公式な政府の答弁でありますから、これは法律上も可能だというふうに私は思うわけがあります。

それから、学校給食無償化の問題であります。法律ではこうなっていると、ここ見ましたけれども、法律より憲法第26条が上ですから。

それから、じゃ、無償化したら違法か、違法じゃないんですよ。したほうがいいと言っているだけで、やったら罰するとかなんか、牢屋に入れられるとかという話じゃないんですよ。なんだから、上である憲法を重視してやればやれないことはないということですよ。やる気があるかないかは別ですよ。

それから、そういう憲法より下の法律にとにかくただ従っていきますという姿勢なら、私は、それはそれなりの考えがあるかもしれないけれども、私は教育長は教育について教わる事が非常に多いと思います。考え方とかなんか教わっております。

ですから、そういう点でも、私は思い切って、こうした学校給食の無償化ということで、町長も推進していただいて、これから子育て支援を重点に上げるということを私30年位言っている、子育て支援の町って。いつになったらこれを聞いてくれるか。ところが、とうとう言っていただいてありがとうございました。まだ具体的にどうなるかわかりませんが、そういうふうになっているわけですから、是非この点は今度の計画の中にも入れて欲しいし、いち早く実現をしていただきたいというふうに思います。

これはどの位かかるのかという点がわかれば、全体の予算を言ってくれましたね、ということでありましたから、是非。

それで、ただ、今おっしゃったように、主食、パンとかお米、この部分についての町負担にするということで、私やっぱりその辺はよく考えていただいているかと思えますよ。今の枠の中でどうやったら負担軽減出来るかという点ではなかなか、私はそこまで考えていませんでしたから、すごいなというふうには思いますが、そこは是非実施をしていただきたいというふうに思うわけであります。

それで、この無償化という点について、私はやっぱり食育という考え方を重視するということ、それから関心の低下、以前もごみ袋問題であったんだね、全然関係ないんですけども。金出せ、金を出させれば減ると、ところが全国的に見たら金出しても減らなかったという、これ全然関係ないですよ、関係ないんだけども、そういう問題ではないと。

子育てということは、そうした、もちろん家庭の関心を高めるのは大事でありますから、やっぱりよく学校とそれから保護者の方々と話し合いをし合って、その違いを出来るだけ平らにしていくということで出来るわけで、給食費が関心の低下というのは余りにも乱暴な議論にはならないかなと。私は教育者ではありませんので、専門家からお聞きしたいと思えますけれども、というふうなことであります。

それから、子供のインフルエンザ予防接種の問題であります。

これは町長ね、答弁の仕方をもうちょっと丁寧に言って欲しいんですよ。長生村は中学3年生のみ、それで長柄町も実施していますと。こうやって聞いたら、長柄町も中学校3年生だけかというふうにとられかねないと。こういう揚げ足取りの質問は余りよくないんだけども、そんなことを言った意味じゃないと思えますけれども、長柄町は私は行って参りました。13歳以下、これは乳幼児から始まって、これは2回あります。中学生以降になると1回やります。1回やるごとに3,000円の補助金が出ます。自己負担は1,000円か、2回目はもっと下がるのかもしれませんが、非常に負担としてはいいという話を私は伺って参りました。

ここの町長さんが元教育の関係をされていた方らしくて、課のほうに子育て支援で何か出来ることはないか、あなたたち提案しなさいということで、職員にそういう提案を求めて、そういう中で出来ることがないかということで、これが平成29年度から始めた。29年度は、自主的な接種ですけれども38%、平成30年度が46%ということで、やはり効果が上がっているということだそうであります。このときには助成額総額が平成30年で92万5,000円ということでありまして、睦沢町は長柄町よりも人数が少ないので、実際どの位になりますか、それを教えてください。

医療抑制にもつながるんじゃないかということと、何かアンケートをとったら大変喜ばれているということでありまして、こういう実施自治体、長生村、長柄町、その他は県内でも調べたところがあったら教えていただきたいというふうに思いますので、私はその効果、財政状況から見ても、これは全然やれないことではなくて、保護者の方、それから子供たちにも喜ばれる制度ではないかなというふうに思いますので、せっかくこれまでやられて来た子育て支援の施策については評価しておりますし、それから保健師さんなどのこうした福祉にかかわる方々の努力ということも私は十分承知をしております。そういう中で、是非この点もお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） あらかじめ申し上げます。

時間が近づいてきましたから、質問者、答弁者、簡潔にお願いいたします。時間が来たらとめます。

町長。

○町長（市原 武君） 再度の御質問にお答えをいたします。

先程のインフルエンザの関係の細かい点については、担当課長のほうから後ほど答弁させます。

それから、建設設備型から暮らし、福祉への政策転換はということでございますけれども、今まで拠点の形成から町民の人生をより豊かにしたいと考えておるということでございましたけれども、新たな重点プロジェクト、今までの計画に基づきまして、新たなソフトプログラムということで、議員がおっしゃるように、もうハード面は出来ましたので、このハード面をいかに使ってソフトを充実させるか、新たなソフトプログラムを使いながらやっていきたい。

それから、千葉房総の観光の拠点でございますが、今申し上げましたように、拠点になるべき重点道の駅、素晴らしいものが出来上がりつつあります。ですから、これを使っていか

に新たなソフトプログラムを立ち上げるかということで、ハードではなくてソフト重点でいくということで、ご期待いただきたいなど。また是非中身についても、ご指導等いただければ十分に参考に加味させていただければなというふうに考えております。

それから、大規模な外部からの業者さんのみでなくて、町民をいかにということですが、議員さんもお承知のとおり、なかなか田舎の人たちは新しいことに積極的ではありません。ということで、大胆な施策を他の面から持って来て、それを実現しながら、いかに住民にそれを一つずつわかっていただいて、議員おっしゃられるように、地道な活動をこれからしていくというふうに、その動機づけにしていきたいということですので、私も議員のおっしゃるとおりであるというふうに思っていますので、これからがそういう方向に向かっていくというふうに考えております。

また、交流人口から関係人口ということで、町も言い方が変わって来ておりますが、これにつきましては、あくまでも最終目標は睦沢町に移住してもらうことですが、いきなりそれは出来ないということで、平日都内暮らし、週末に田舎暮らしというような、色々な新しい形がこれから出来ていくだろうということで、そういうものをうまく取り入れながらやっていきたい。

この観光でございますけれども、議員おっしゃられるように、京都だとか奈良だとか、そういうところはもちろんインバウンドであれですが、今現在はインバウンドは実は日本の原風景ということで、日本の田舎が非常に重要視されております。ということで、睦沢町は東京から1時間圏内、特急で1時間、車でも1時間というような場所ですので、非常にそこら辺は優位性があるのかなと。周りを見てもらうとわかるように、田舎の原風景がほとんどそのまま残っておりますので、これを武器にしたいなというふうに考えておりますので、そういう考え方については、議員がおっしゃっていることとほとんど変わっていないのかな。ただ言葉の勢いがいいものですから、また町長何かやるのかなと、ハードをやるのかなということで考えられたかもしれませんが、そういうものではないと、今ある資産を大事にしていきたいなということでございます。

あとは、国保の子供の関係の軽減でございますが、議員おっしゃるとおりで、町からその軽減した分を入れれば他の納税者には負担はかからないわけですが、私の基本的な方針としては、国保に今以上の町の財源を入れるという考えはないということですので、軽減された分が他の人に回ってしまうというような言い方をさせていただきました。

ということで、まだ当面は町から入れるのではなくて、知事会に言っているように、国か

らきちんと国保の財源については厳しいので、そちらを私どもも後押しをしていきたいなど。またその動向を十分見極めていきたいというふうに思っております。

あと、町の施設の建物等を中心に無償でいいのか。端的な話、広域のプール等、有料で貸しております。しかしながら、大規模となると修繕料を下手すると上回ってしまうんです。家主の責任です。ということで、無償になれば家主の責任はなくなりますということで、無償でやるけれども、あのかかった費用は全てそこに入った人にやっていただいて、町に活性化をいただく。逆に、見た目、有償よりも無償のほうがとりつきやすい、相手が食いつきやすいというふうに考えますので、そういう路線で結果的に町の負担が増えないような形をしていきたい。無償でやれば町は負担がありませんので、地代についてはきちんともらう。しかし、建物等の修繕等がかかるものについては無償化がいいのではないのかなというふうに考えているところでございます。

あと、新規就農者を5か年で50を目標としておりましたが、実績では30年度まで、大変残念ながら3でございますが、先程申し上げましたように、新たに外部から入って来た農業法人が10ほど増えております。そういうことで、それも一つの大きな力になるというふうに考えておりますので、そういう方向で参りたいと思います。

私から以上でございます。

○議長（市原重光君） 健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 命によりお答えしたいと思います。

子供に係る均等割額の軽減の試算でございますけれども、例えばですが、国保の被保険者の15歳までの子供、睦沢町106名ほどおりますけれども、それを試算しますと、5割軽減をした場合の軽減税額は基礎分と支援分、3万2,000円均等割額、3万2,000円になりますけれども、5割軽減のときは169万6,000円ほどの税額になります。そして10割、全額軽減した場合は339万2,000円ほどになります。

もう一点ですけれども、インフルエンザの予防接種の補助の関係ですが、長柄町との比較ということでございますけれども、長柄町は元年度に助成の額を上げております。60%で見えておりますが、180万円ほど長柄町で予算を措置しているということですが、本町におきましては、子供の数は長柄町より多い部分がございますので、220万円ほどかかる見込みでございます。

そして、県内の取り組みは8市町村ほど行っておりまして、管内は長生、長柄というお話が先程出ていましたが、白子町が今年長柄と同様に予定をしているということでございます。



以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員、再質問の答弁、一つ残っているので、それだけでお願いいたします。終わりにしてください。時間が来ましたから。

教育長。

○教育長（今井富雄君） 私ども、憲法第26条の義務教育の無償化について、最上位法でありますから、その上に立っておりますということと、もう一つは、食育の狙いについてしっかりと子供たちに教えることがこれからの教育だと思っておりますし、現在の保護者の給食への無関心、関心の低下につきましては、色々な場を設けまして啓発を図っていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） これで市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで11時まで暫時休憩いたします。

（午前10時48分）

---

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

（午前11時00分）

---

◇ 伊 原 邦 雄 君

○議長（市原重光君） 次に、3番、伊原邦雄議員どうぞ。

○3番（伊原邦雄君） 通告しましたように、ソーラー発電施設についてお尋ねいたします。

ソーラーによる施設は、町内でも多数の設置が目立つところであります。これは遊休農地の活用等、大変意義あるものと理解しております。しかしながら、反面、近隣住民の中には様々な不安を訴える人たちも存在することも確かです。

そこで、町では環境の変化等、どのような影響があると考えておられるでしょうか。また、把握している事柄はあるのでしょうか。

町民の不安に対する説明あるいは業者に対する注意、規制は存在するのでしょうか。

他の公共団体において、これらに対応する条例等、規則、規制、その事例はあるのでしょうか。現在のこの状況に対し、町としてはどのように捉え、対応を考えておられるかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 伊原邦雄議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1のソーラー発電施設についての1点目、町では環境の変化等、どのような影響があると考えているのかのご質問についてですが、現在のところ環境を著しく阻害するような事案の報告は受けていないというところでございます。特に目立った環境の変化等はないものと考えております。しかしながら、今後、災害につながるようなパネルの設置、自然環境が破壊されるようなソーラー発電施設の設置はあってはならないものですので、十分注意して参りたいというふうに思っております。

他の町村等の、あるいはニュース等を見ますと、山肌を削ってそこから崖崩れが起きたとか、そういうことも聞いておりますけれども、幸い町の場合には職員が企業の、逆に懐に入りまして、先程議員からお話があったように遊休地で困っているような土地を紹介して、そこを重点的にお願いするというような形で、そこら辺が民間とのコラボレーションといえますか、うまくいっているのではないかなというふうに思っております。

2点目の町民の不安に対する説明、業者に対する注意規制はあるのかについてでございますが、業者に対する注意規制については法的な規制はありません。業者よりソーラー発電施設用地の相談があった場合には、荒廃地となっている土地の紹介とともに、地権者に話をしながらお手伝いをする等の対応と併せまして、土地を提供する地権者、特に賃借権にて行う地権者の相談に応ずる等の対応をとっております。

3点目の、他町村ではこれらに対する条例、規則、規制はあるかについてでございますが、法的な規制がないことから、本町を含めた管内の町村では、条例、規則で規制をしている自治体はないというところでございます。

4点目の、現在の状況について町としてはどのように捉え、どのような対応を考えているかについてでございますが、再生可能エネルギーの確保がここ数年盛んに事業化されております。本町におけるソーラーパネル設置の状況を見ますと、荒廃地等への設置が多数を占めております。耕作放棄地を含めた荒廃地の解消という点については、この事業は非常に有効な手段であると捉えております。今、大半は、その下を農地として利用しようというふうに考えていただいているようなことが半数程度あるように伺っておりますので、非常に有効かなというふうに考えております。

また、第1回議会定例会でもお答えいたしました。今後の展望を見ますと、東京電力パワーグリッド株式会社が再生可能エネルギー低圧事業用発電設備の系統連系について、申し込みが著しく増加いたしまして、送変電設備の大規模な対策工事が必要となったため、新た

な連系が可能となるのは2024年度以降との見解を示しておりますことから、本町における太陽光発電事業もいったんは落ちつくものというふうに考えております。ただ、以前に国あるいは東電から許可を受けたものはその許可の範囲内ということになりますけれども、新たに許可を受けるものについては2024年度以降ということになるというふうに、東京電力パワーグリッドの支店長からお話を伺っておりますので、先程お話ししたように、いったんは落ちつくのではないかなというふうに思っております。

そのようなことから、環境に対する影響や地域合意等につきましては、条例等による法制化は特に法的な裏づけはありませんので、今のところ考えておりません。既に実施されている事業のトラブルについては、個々の事案に行政として出来る対応をして参っております。

特に、上市場の下耕地で1軒のお住まいの方から色々排水対策についてお話がございましたので、業者を指導しまして、町で作った側溝に、民間ですけれども、素掘りで水が排水出来るような誘導をしたり、そういうことをしながら、あとは契約のときにあくまでも民間対民間の契約になりますので、その契約時にきちんと地権者が困らないような指導を事前に行っているということで、対応して参っているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） ソーラー発電は自然エネルギーを利用するもので、従来の火力あるいは原子力といった発電法に比べれば、地球環境にとっても優しいものと考えます。しかし、いまだに我が国では歴史的に環境への影響ということについては未知のものと言えるのではないのでしょうか。環境の中には景観といった大切なものも含まれると考えます。

そして、この設備の耐用年数は、業者の言う額面どおりに受け取ってよいのでしょうか。将来、老朽化したものの処理等、どのようなことが予想されるのでしょうか。あるいは嫌な予想もされなくてはいけないと思います。そして、耐用年数については、町としてはどのように捉えているのでしょうか、あるいは置き去り、放置されるものが残るといったことが懸念はされないのでしょうか。ここまで普及した現在、住民の不安等を考えた場合、やはり条例等、規則、そういったものがなされるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程言いましたように、法的な後ろづけがありませんので、条例化したといたしましても、ただうたうただけで罰則規定だとか強制力等がないという状況になるということが十分考えられますので、今のところ条例化とか規則とかについては町としては考

えておりません。

しかしながら、私どものほうで企業に、今、色々指導なり行政指導なりしている中では、契約書、これはあくまでも個人と個人、民と民なんですけれども、その中に大体、今、FITというんですかね、国が買い取る期間が20年ということになっておりますので、ほとんどの場合が20年で設置した業者が撤去するという条項が契約書の中に入っております。ただ、その業者がもし倒産した場合どうなのかということではありますが、国は間違いなく20年間同じ金額で買い取りますので、次の事業者が当然出て来ると。収入はありますので、そういった中で対応が出来るのではないかなということ考えております。そのようなことで、撤去まで採算性を全部入れて、それを契約に盛り込んであるというのが、睦沢町に来ている業者の場合ほとんどというふうに認識をしております。

ということで、先程も言いましたように、最終的には個人対個人の契約の中にそれがうたっていないければ、議員がおっしゃるような心配が出て来る可能性がありますので、そこら辺については十分町民が契約する場合にその条項を確認するように、あるいはそういうものを見せてもらって、町民に指導して、あるいはまた企業に指導していければなというふうに思っております。ただ、これについてはあくまでも強制力がないので、その契約段階の前に、それをきちんと確認するという行為をしていきたいなというふうに、そういう形で指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 他の市町村の例で聞いた話ですが、これに関する法令ではなく、景観に関する条例というものに沿った規制をかけると、そういった市もあるように聞いております。緑豊かな我が町のこの景観、景色は何よりも大きな財産であり、将来、資源になるものでもあります。その辺は一考あってよろしいのではないかと思います。

いずれにしろ住民の不安が解消されて、設置する側も問題なく、これが普及されることを期待いたして、質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは答弁させていただきます。

議員がおっしゃられるように、十分注意してもらいたいなというふうに思っておりますが、先程も申し上げましたように、睦沢町の場合、特に民間活力を使うということを標榜しております。ということで、今ソーラー発電だけではなくて、色々な民間の企業が睦沢町で法人

を起こして実証したいということが来ております。そういったことで、民間企業にすれば行政が味方につくということになれば、町民がある意味、民間が開発するときにはお上の後ろづけをもらいたいというのがどうもあるようでございます。ということは、お上がオーケーしないところは危なくて契約なんか出来ない。さっき言ったように、もういいところだけ取って、あとは逃げられちゃうということがあられるようでございます。そういうことを最大限に活用しながら、町がそういう介入の仕方、先程からもあられるように、本当に困っている土地で、そこでまた営農をしていただくと、そういう方向を作っていければなど。

また、そうすることによって、実は民間も結果的に経費が安くなるという傾向があるようでございます。上市場のドンドン坂のところを見てもらってもわかりますが、あの下、荒れていて困ったんですね。一時期は、冬に火でもつけられてしまったら、近隣にうちが建っていますから、そういったことでもということでありましたけれども、地元の区長さん、一生懸命頑張っていたいただいて、下の農地だけではなくて、そこに通ずる大木があって日陰になってしまうようなところもきれいに伐採していただきました。一時的には、企業は大金を使ったように見えますが、結果として住民とうまくやっていけるということは、それ以後の新たな費用負担が發せないということで、企業とすれば採算が見えて来るという形になって来ると思います。

そのようなことで、睦沢町はまず民間をうまく使っていくと。民間とコラボしながら、町がお金を出さなくても町が活性化するという方向に導ければなどというふうに思っておりますので、皆さんも、睦沢町で商売をしたいという業者がいましたら是非ご紹介をいただければと。中身についてよく吟味して参りたいと思っておりますので、よろしくお世話になります。以上です。

○議長（市原重光君） これで3番、伊原邦雄議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、4番、久我政史議員どうぞ。久我さんどうぞ。

○4番（久我政史君） 伊原議員と質問が同じでダブるところがあるかと思いますが、私のほうから、まず質問第1、太陽光発電が増加している、これは誰もがわかると思うんですけども、じゃ、どの位あるのかなと、この辺がわからないので、多分調べていない、その辺わからないので、大ざっぱにこの位あるんじゃないか、あるいは面積的にこの位じゃないかと、もしわかる範囲であったら、まずそれを教えて欲しいということ。

その次、苦情がということで先程一つありましたよと、排水関係ということで。まだ今のところそれだけでいいかと、まだ睦沢の人、意外と書いても言えない人がいるので、その辺には注意して聞き耳を立ててやって欲しいかと。

その次、先程、条例の話がありましたけれども、私の聞いた範囲では長柄とか長南が条例を作った。その条例というのは、私もちょっと読んでみたんですけども、面積が1,000平方メートルかな、1,000平方メートル位とか。条例に罰則がないとか、確かにそれはそうだけれども、条例を作って届けてもらうとかすれば、こういうことは。そうすると、どんどん増えているとか、そういうのがよくわかるのかなと。そういう点では、是非罰則がなくても届けるという感じで考えてもらうと、やはりないよりは。今のところ町の職員がうまく入って、色々な、もう事前に考えよう、この辺気をつけたらどうだということで作っているということですけども、その辺やっぱり条例は要らないという感じなのかなと、今受けているんですけども。

それから、公共施設ということで、役場の改善センター、そこ1箇所をやって、その他は余り、乗せるだけの、そういうふうに設計していないのでやらないんだという話を聞いているんですけども、もしそういうことであれば、これから新しい何かを作るときには、太陽光というのは意外といいという話でありますので、その辺を考えて、施設を考えてもらえるとどうなのかなと。今、太陽光が余っているとか、そういう話もありますし、地域的に大型のやつは国のほうでも買い切れないのでという話も、今日の新聞、まだよく読まなかった、ちょっとそれらしいことは書いてあるんですけども、その辺、多分、蓄電池とかがどんどん研究されて来れば太陽光も設置が増えるのかなとということで考えていますので、その辺、町の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我政史議員の質問にお答えをいたします。

1の太陽光発電についての1点目、太陽光発電が増加しているが、町内にどの位設置されているのか、件数と面積はについてお答えをいたします。

先程来お話ししているように、届け出制度が実はないんですね。しかしながら、国は経済産業省、これはFIT、要は買い取り制度の関係で、経済産業省あるいは東電につながるということで、東電につながなければ買い取り出来ませんので、自家消費しか出来ませんので、この両社には届け出制、許可制になっているようでございますが、それ以外にこれを規制するための法的根拠がないというようなことから、条例を作ったとしても強制力がないという

ようなことで、作っても形骸化してしまうと。

であれば、そうではなくて、先程言ったように、町自らが民間に入り込んでいって有効活用を促すというほうが、逆に企業も睦沢町でやりやすいよという評判が立ってくれば、こちらがやって欲しくないところについてはやめてもらって、困っている場所にやっていただくということが結果的に町に利益をもたらすのではないかな、あるいは町民に利益をもたらすのではないかなというふうに思っているところでございます。

そういうところでございますけれども、本年度の固定資産税の課税分のデータが実はありまして、これを見ますと52箇所、面積が14万9,006平方メートル、約15町歩弱あります。本年度分の固定資産税の課税データは、平成31年1月1日現在の稼働している施設。ですから、まだ建設中のものは含んでいないということになります。それ以後、設置された施設は含まれておりませんので、また今やっておりますので、もっと増えているというふうに推測出来ます。

2点目の近隣住民からの苦情がどの位あるのか、その内容は具体的にどのようなものかについてでございますが、近隣住民からの苦情はそれほど多くはございませんが、最近あった、先程も言いましたように苦情の一例の内容といたしましては、太陽光発電設備の設置用地を埋め立てたことによりまして、排水の問題の苦情がございました。それ以外では、工事施工中の業者に対する苦情がございましたけれども、この1件については町が指導して解決をしております。

この本地区については、もう既に過去に水が出て農地が冠水するということがございましたので、もう5年以上前に強制排水施設を2箇所ほど設置しております。そのようなことから、それを設置以後については冠水の状況はないのかなということで、そこら辺についても住民にもよく説明をし、またその後、町が排水路を整備してありますので、その排水路に接続出来るような水の通り道を業者に作っていただいて、そういう指導をしているというところで、一応苦情については解決をしているという認識でございます。

また、3点目の、このまま増加の一途をたどると問題がさらに起こると予想されるので、条例を作る必要があると思うがについてでございますが、先程も言いましたように法制化せずに、設置する土地を提供する地権者の事前の相談をしっかりと受けて、既に実施されている事業のトラブルについては、個々の事案に行政として対応して参りたい、あるいはまた行政指導をしていきたいというふうに考えているところでございます。

最終的にとめるのは、個人と個人が契約する、契約してしまっは終わりですから、契約

以前に中身をよく精査するということが1番大事なかなというふうに認識をしております。そういうことで、先程も話しましたように、事業が終わったら撤去するという項目をきちんと確認するということが1番大事なのかなというふうに思います。

また、近隣町では、実は先程もちょっと触れましたけれども、非常に困っているんですね。農振・農用地区域、何十町歩の真ん中にどんと作られちゃって、一つも町は把握していなかったということがあって、あれは困るという話で条例化ということになっているのではないかなと思いますが、私に言わせると、その前にもう入って来る業者はわかっていますので、そういう業者に場所の誘導、特に農振関係では、県の農地課等の許可も要る必要があります。いったん出来ても、駄目だと取り壊さなくてはいけないという事態も実はあるんですね、農地法の関係で。ですから、そこら辺もよく指導すれば、結果的に業者が無駄な金を使わなくて済む。だったらちゃんと、耕作放棄地ですけれども、太陽光さえあれば発電は出来ますので、あるいはまたやり方によってはキノコ栽培なんかも日陰でも出来るんです、下にですね、パネルの下でも。そういうような形をうまくリードしてあげられればなというふうに思っております。

あと、4点目の公共施設等への設置について、今後はどのように考えているかについてでございますが、新たに建設を行っている施設については、当初より設置を盛り込んでおりますけれども、既存の施設への設置の一例といたしましては、現在、睦沢ダム、湖面ですね、妙楽寺にある。これの水面にフロート型のソーラーパネルを浮かべ発電を行うため池ソーラー。このフロートを浮かべるというのが、当初は大分お金がかかったようですが、最近は大変安価に出来るというようなことから、これは実は私のほうから声をかけたんですが、ある大手の企業に話したところ、ただ、先程言ったように、4、5年はまだ出来ないけれども、とりあえず4、5年先であればということで、経産省、東電の許可をもらったということで、業者からは設置可能だという話をもらっております。

ということで、今現在は地元住民への説明会を経過して、今、区長さんのところに相談している段階でございますけれども、あるいは他の団体はその周りを草刈り等で色々協力してくれておりますので、そこら辺とのまず話し合いを進めながら、そこら辺でいいよということになれば、地元貢献施設という形を実はとりたいなというふうに思っております。そういう形がとれば、住民説明会を行った後に、事業化は5年後ということになりますけれども、そうした場合には、これは、要は先程もありましたけれども、施設を貸す場合には修繕が出来ますけれども、土地を貸すだけですので地代をもらうということで、町にも恩恵があるし、



その恩恵が出来れば地元自治会にも恩恵があるような形に持っていければなということ、そういうこともしていきたいなというふうにならぬところ考えております。

いずれにしても事業化は5年後ということでございますので、今すぐということではございませんが、今のところまだとらぬタヌキの皮算用で、幾ら地代収入が入って来るかなという試算だけでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 今お聞きして、なかなかやっているなというのが実感なんですけれども、町のほうの指導は何か、今の係の人がやっているのが、ちょっと私には何をどう指導しているのかわからないけれども、その係がかわったときに、その人が是非続かないと、今のよさがなくなるので、その辺は係がかわったときに、今どういう指導をしていて、これがうまくいった、この辺はとかと、その辺は是非その結果を後につないでもらえれば、これはうまくいくんじゃないかと思えます。

それから、もう一つ、大型のというのが5年後とかということで、私がちょっと今、気にしているのが、大型の工事みたいのをやると、この請け負った会社みたいのがその説明をしたりするときに、どういう説明をするのか。その関係者が誰かということが業者のほうはわからないわけですよ。その関係者を多分役場に聞きに行くんだと思うんですよ。ここにやりたいけれども、例えば権利はどういう人が持っているんだとか、その辺がちょっと私の知っている限りでは、みんな自分のほうは関係ないと思っているんだけれども、最後にこれは大変なことだから、お金を少し、わかりやすく言えば迷惑料を払わなくちゃいけないのかなと、賛成を得るために。そういうときに、お金の話が出るとみんなもらいたがって、いや、これは本当の話でね。判子を押すのが、自分が例えば長でも、何々の団体の判子を押すのを自分が一人で考えて、いいなと思うと判子を押せばいいのかとなっちゃうんだけれども、それを知らない人が、金が出るとなると、何で相談もしないで判子を押すんだと、そういうことが起こりやすい。

その辺を町のほうでも、関係者を集めるときに、関係者はこういう人たちだけですと、その辺をやってもらえれば、私は太陽光というのはやっぱりこれから必要だと思っていますので、是非そういう面で進めてもらえたらありがたいと。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 公共施設への設置につきましては、先程申し上げましたように、睦沢ダムを予定しております。ここにつきましては、土地の所有者は睦沢町になりますから、町が主体的になって住民説明会を行うということで、これについては全く問題ないかと思いますが、きっと議員がおっしゃられているのは、茂原に作るひめはる団地というんですかね、その跡地に、今荒れておりますけれども、そこに大規模なものを作るというお話のことかなというふうに勝手に推測しましたけれども、ということであれば、実はその業者は睦沢町に来ております。下流域が睦沢になるということで、要は下流域の用水組合等、そういうところについてということがありましたので、担当課のほうで用水組合長を全部紹介しながら、そこについて全部説明をして同意書をとってくださいという指導をしております。そういったことなのかなというふうに思いますけれども、そういった形で、特に用水組合ですと、排水路の施設整備だとか、あるいは用水路の整備というものが課題になっていると思いますから、そこら辺に貢献出来るようなお話をいただきながらやったらどうかなというような指導をしているところでございます。

先程も申し上げましたように、関係者については、うちのほうで全部調べて業者に教えているということで、そこら辺についてはきちんと説明して同意をとってくださいというような指導をしております。

というのは、先程ありましたように、農地については千葉県の手許が要ります。その場合に、農地の場合ですと、下流域の同意をとるようという指導があるようでございますので、そういう形をとらせてもらっているんです。あそこについては、ずっと下一面ぼさぼさになっていますが、あそこはもともと農地ですので、転用はまだされておられませんから、でも結果的には千葉県の同意がほとんどとれそうだとということで、もう一部工事にかかっているようでございますけれども、そのようなことも聞いておりますけれども、そのような指導をしながら、町民がなるべく利益につながるようという指導をまたこれからもとっていきたくし、また私が町長としてやっているうちは是非民間をうまく使っていきたくしというのがありますから、それについては全職員にその気持ちを伝えながら、そういう気持ちで当たっていただくということになれば、担当がかわってもみんな同じだという形になると思いますので、是非その方向で進めていきたくしと思います。よろしくご指導をお願いします。

○議長（市原重光君） いいですか。

これで4番、久我政史議員の一般質問を終わります。

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、丸山克雄議員どうぞ。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄です。

それでは、通告事項に沿って質問をさせていただきます。

初めに、Net119緊急通報システムについてであります。

ご承知のように、聴覚機能・言語機能に障害をお持ちの方は、119番通報する際、ファクスなどを使っております。しかしながら、会話に不自由な通報者が緊急時に的確な情報を伝えることは大変困難なことであります。けがなどのときもそうですが、特に火事の場合は火を消すことや逃げるのが先で、ファクス送信するどころではありません。また、外出時では通報そのものが厳しい状況であります。

日常的に119番通報に困難を来している方は、お聞きしましたところでは、本町を含めて長生郡市で四百数十名おられ、そのうち65歳以上の高齢者は7割に上っているようであります。通報に不自由をかこっている方々が、何かあったときは消防署と円滑に緊急連絡出来る、より有効な機能が必要であります。

そこで、総務省はスマートフォンを活用したシステムを開発しました。Net119緊急通報システムであります。このシステムは既に全国で導入が始まっており、千葉県内でも一部の消防本部で導入し、大変評価が高まっているようであります。

聴覚・言語機能に障害をお持ちの方々が安心して生活を送れるよう、長生郡市広域市町村圏組合に是非ともNet119緊急通報システムを導入していただきたい。日ごろから強いリーダーシップを発揮されている市原町長に、大いに望みを託したいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、多文化共生社会について伺います。

近年、本町で生活を営む外国の方が増えて来ているように思います。技能実習生として建設業や農業などの分野で働く人、留学などで滞在する人、結婚して家庭を持たれた方など、様々な国の方がおられると思います。直近での本町での外国人の国別人口をお聞かせください。

これからは特定技能を持たれた外国人材の受け入れが広がり、共生に向けた取り組みが求められます。そこで、外国の方の相談事で必要とされているニーズ、どのようなものが多いのか。また、それらの事柄は各課で共有出来ているのでしょうか。教育の面、生活習慣、災害

対応や防災の面など対応は十分でありましょうか。

また、日本にいられている方々のモチベーションを高め、あるいは睦沢に住んでよかったですと感じてもらえるような機会も設けるほうが必要かと思います。お互いの多様な文化、生活様式を知ることで、より親近感が増し、睦沢人としての、ともに生きていける状況になるかと思いますので、いかがでしょうか。

続きまして、3点目の教育費負担の軽減に移ります。

平成26年3月、国立大学法人お茶の水女子大学は、文部科学省から委託を受けて行った研究結果を発表しました。これは平成29年度全国学力テストと学習状況のデータを、補完的に実施した保護者調査のデータと結合させ、家庭的背景による学力格差の状況を明らかにしたものであります。

まず、学力の面では、所得を始めとした家庭の社会経済的背景と学力には明らかな相関関係が見られ、家庭の経済事情が生徒の学力に影響を及ぼし、進学をも左右する要因になっているとのことでした。学力格差の程度は国語の教科で大きく開き、中等教育よりも初等教育段階で顕著にあらわれているようであります。しかしながら、不利な家庭状況にあるにもかかわらず、高い達成度を上げている児童・生徒もおります。困難に打ち勝ち、良好な成績を上げる子供の存在は周囲によい影響を及ぼしますので、経済的な部分を含めて、教育支援はとても重要であります。

さて、消費税のアップを契機に、幼児教育の無償化が10月から始まります。本町におけるこども園での保護者負担の概要はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

毎年行われております全国学力テスト、国語、算数・数学、英語ですが、この3教科は学力の基礎とも言えますので、学校では日常的に底上げを図られていると思いますけれども、広い意味での学力向上のために実施している町の教育支援の内容と、これからの課題をどのように捉えているのでしょうか、お聞かせください。

教育費の保護者負担についてですが、月別の支払い額を平準化出来ないものでしょうか。また、月別の負担額の概算を1年分、それが難しいようであれば、数か月先まであらかじめ周知することは出来ないでしょうか。それといいますのは、毎月の負担額が月によって大きく増えるときがあり、直前になって金額をわかっていても保護者側としては対応に苦慮します。この点、配慮していただきたいと考えます。

ゼロ歳から15歳までの学年別の教育費、保護者負担額を見ますと、小学6年次と中学3年次の負担額が突出しております。小学1年生から5年生の年間の平均額は約7万円ですが、

6年次では10万円強、中学1年と2年は9万円前後ですが3年次は15万円強です。これに、家庭で用意するもの、例えば制服類、自転車、保険代などを合わせますと、私の試算では、小学6年次で約20万円、中学3年次が約25万円かかります。兄弟が6年生と中学3年生で同時の場合とか、あるいは双子、三つ子のケースもあります。もちろん、家庭では前もって準備するのですが、負担が大変なことには変わりありません。小学6年次と中学3年次、あるいは多子世帯の児童・生徒に対して、就学援助制度の要件の見直しなど、皆が納得出来る公平性を保ちながら、何らかの対応を検討していただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 丸山議員の質問の途中でありますけれども、答弁等については午後の開会の中でお願いをしたいと思います。

これから午後1時まで暫時休憩といたします。

（午前11時41分）

---

○議長（市原重光君） 全員おそろいでありますので、時間前ではありますけれども、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（市原重光君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催をされております。

内容について、11番、中村 勇委員長から報告願います。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） ご報告申し上げます。

先程の休憩中に、正副議長室におきまして、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日採択されました陳情2件についての意見書提出に関する発議案2件の取り扱いについて協議を行いました。その結果、意見書提出に係る発議案2議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま報告のありました発議案2件については、議会運営委員会での決定のとおり、追加

日程として本日の日程の最後に加えることとしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定しました。

ここで追加議事日程及び発議案を配付させます。

(追加議事日程、発議案配付)

○議長(市原重光君) 配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) それでは会議を続けます。

---

○議長(市原重光君) 午前中、丸山議員の一般質問で質問事項がありました。

これから答弁側の答弁をいたします。

市原町長。

○町長(市原 武君) それでは、私のほうから丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1番目のNet119緊急通報システムについてと、2、多文化共生社会についてをお答えし、3の教育費負担の軽減については、教育長からお答えをさせていただきます。

最初に、1、Net119緊急通報システムについての消防への通報が円滑に行えるよう長生郡市広域市町村圏組合への導入を推進してはどうかについてですが、このシステムは、音声によりまして119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が消防への通報を円滑に行うシステムとして導入され、平成30年末には、全国728消防本部中148本部が導入し、2020年度末までには498本部が導入の計画をしているとのこととあります。

このシステムは、事前登録をしたスマートフォンやパソコンから「救急」「火災」を選択し、通報者の位置情報をもとに即座に通報がされ、消防隊、救急隊を現場に派遣するものでございます。

千葉県では、東葛消防指令センターと千葉北西部消防指令センターが既に導入しており、長生郡市を管轄するちば消防共同指令センターでも2020年度末には導入したいという意向もあり、本年度より各市町村への説明がありますので、長生郡市広域市町村圏組合消防本部との協議を進めて、対応して参りたいと存じております。

次に、2番目の多文化共生社会についてお答えをいたします。

まず、本町に住所地がある外国人は、5月末現在で58名。その国籍の内訳でございますけれども、中国が20人、ベトナム9人、タイ8人、台湾6人、フィリピン5人、米国3人、スリランカ2人、その他といたしまして、韓国、マレーシア、ペルー、タンザニア、フランスの各1名ずつとなっております。全員16歳以上で、男性が16人、女性が42人であります。主な理由は結婚や就労が多く、近年では少しずつ増加しております。

近年、住民とのトラブルの相談などはありませんが、生活習慣などの違いからの行き違い等はあるものと思われまます。

庁舎での事務上の取り扱いについては、現在、特段の問題はないものと思われまますが、言葉の違いなど円滑な手続、相談支援を行うには、庁内の表示や通訳ボランティアを置くなど、公平なサービスが受けられるサポートが必要となると考えまます。

また、特に防災については、多言語の防災ガイドや災害時の多言語コールなど課題は多く、コストや効率性の観点からも、国の施策や自治体間の取り組みの共有などが求められることから、引き続き注視し、推進に努めて参ります。

最後に、外国人の方々との共生を深める機会については、お互いを知るためのイベント事業や学習会の開催など、国際交流の場を作り、外国人との共有の時間を増やすよう関係機関との連携を進め取り組んで参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、これの実際の問題としましては、中学生のシンガポールの交流、民泊を通じての交流。また、最近では、千葉県を通じまして、台湾の修学旅行者の交流ということで、民泊も睦沢町で多数の方々のご協力をいただきまして民泊を行っているところでございます。

直接お話が出来なくても、身ぶり手ぶりによって、かなり意思疎通が図られているというお話も伺っております。また昨今では、携帯電話等で多言語の通訳が話したものが文字になって相手に見せて、それで意見交換をするというようなことも実際に行われているようでございますけれども、また、そんなに高価なものではなくても、何十カ国語が翻訳出来て、それが言葉にして通訳されるという機器もあらわれているようでございます。

いずれにいたしましても、そういうものを活用しながら、遺漏のないように努めて参りたいというふうに思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 教育長。

○教育長（今井富雄君） 丸山克雄議員のご質問にお答えいたします。

3の教育費負担の軽減についての1点目、10月から始まる幼児教育の無償化に伴い、こども園での保護者負担の概要はどうかとのことですけれども、子供・子育て支援法の一部を改正する法律が公布となり、10月から幼児教育・保育が無償化となります。

この改正による無償化の対象は、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の保育料となり、給食費、絵本代、行事費、送迎バス代などについては、保護者からの実費徴収となります。時間外保育についても無償化の対象外となります。

給食費については、ご飯やパンの主食費と、おかずやおやつの副食費という考え方となり、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び第3子以降を対象に副食費が免除となります。

本町こども園での対応といたしましては、無償化により、ほとんどの世帯で負担軽減されると見込んでおりますが、第3子以降で、今まで負担がなかった世帯に、絵本代等の実費徴収が発生することから、町部局と協議し、保護者負担が増えないよう、減免等を視野に入れ検討したいと考えております。

先程のご質問でも答弁しましたとおり、主食費とされるご飯などについては、今後も町の負担で提供したいと考えております。

なお、今回の改正によりまして、3歳児から5歳児については階層による区分がなくなりますので、基本的な保育時間の扱いや預かり・時間外保育料等の改定を行うこととし、パート等に就業している世帯や時間外保育を利用している世帯においては、10月1日以降で認定区分の見直しが見込まれますので、全保護者に対して制度を周知し、意向調査も実施したいと考えております。また、必要に応じて個別の相談も行いたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の、現在町が実施している教育支援の取り組みと課題はどうかのことですが、現在教育委員会では、学習面と経済面の二つの側面から教育支援を行っているところでございます。

初めに、学習面での支援でございますが、学習サポーターを小学校に配置、学習支援員は小・中学校に、特別支援教育支援員は園と小・中学校に配置をし、園児・児童・生徒に対しきめ細やかな指導、支援を行っております。

外国語指導助手、いわゆるALTについては、各学校、またこども園にも配置をしており、来年度から本格的に始まります小学校の英語教育に対し、児童が戸惑いなく受け入れ出来る体制づくりを行っております。

また、今年度より新たに学校司書の導入を図りました。学校司書は各学校に配置をし、言



語活動の充実、探究的な学習など児童・生徒の学びや読書活動の支援をしております。

コミュニティ・スクールは、来年度、中学校へも設置を予定しており、学校と地域がパートナーとして連携、協働し、地域総がかりで子供たちを育てていきたいと思っております。

この他にも、アフタースクールの実施、学校支援ボランティアによる学校の教育活動や学校環境整備などを支援する取り組みも行っております。

また、経済面の支援では、睦沢町要保護及び準要保護児童・生徒援助費支給要綱に基づきまして、経済的理由により就学困難と認められます児童・生徒の保護者に対し、就学援助費として学用品、学校給食費、修学旅行費ほかを補助し、一定以上の障害のある児童・生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて学用品、学校給食費、修学旅行費ほか補助、小・中学校の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に実施される英語検定の受検に係る保護者負担を軽減するため検定料の一部の補助であるとか、中学校の漢字能力及び学習意欲の向上を図ることを目的に実施されます漢字検定の受検に係る保護者負担を軽減するため検定料の一部の補助も取り組んでおります。

このように、睦沢町の子供たちの未来を開くために、義務教育段階において様々な支援と指導に取り組んでおるところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

また、今後の課題といたしましては、社会のグローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、教育現場での諸課題が高度化、複雑化することが予想されます。求められる人材育成が必要と考えており、教員の働き方改革とともに検討し、解決していきたいと考えております。

次に、3点目の、月別の保護者負担をなるべく平準化させ、月別の保護者負担金の概算をあらかじめ周知してはどうかということでございますが、小・中学校では、毎月口座振替により給食費、教材費、行事費の引き落としを行っておりますが、議員からのお話のとおり、その月により徴収額にばらつきがございます。その理由といたしましては、給食費は毎月の徴収となりますけれども、ドリル、ワークなどの年間で使用する教材については年度当初に購入をし、納入業者の支払いもあることから、4月の徴収額は多くなっているわけでございます。

また、小学6年生と中学3年生は、修学旅行や卒業アルバムの費用も特定の月に引き落としとなり、負担が多い月がございますので、今後は、前年度の実績から想定されます保護者負担を年度当初もしくは出来るだけ早い時期に保護者へ通知をし、準備をしていただく時間が長くとれるようにしていきたいと考えております。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

げます。

次に、4点目の、小学6年次と中学3年次の教育経費は他の学年と比べても大きい。この学年に教育費負担の配慮をしてはどうか。また、こども園での多子世帯の2人目、3人目以降への負担軽減が義務教育期間には適用されていないが、対応を考えているかについてでございます。

先程もお話しさせていただきましたけれども、本町では経済的理由により支援を要する世帯には就学援助費を補助しています。小学校6年生と中学校3年生次には修学旅行費を援助し、中学校に入学するための新入学用学用品費も小学校6年生時に支給出来るようにしております。また、校外学習等でも町バスを優先的に利用出来るようにしており、燃料費も減免しておりますので、保護者負担は軽減されているものと考えております。

このことから、この学年だけに教育費負担の配慮をすることは、現在考えておりません。

次に、多子世帯への負担軽減についてですけれども、他の市町村においては、第3子目以降の世帯について、教育費の負担軽減を実施している例もございますことから、補助するのがよいのか、減免するのがよいのか、政策による効果があるのかも含めまして、今後、町部局と協議しながら検討させていただきたいと考えております。ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） Net119、よろしくお願いします。

それから、色々な国の方にきちっとしたコミュニケーションをとって業務を遂行する、あるいはまた対応するというので、素晴らしい翻訳ソフトが今大分安くなって来ていますので、例えばタブレットとか、誰でも使えるような状態に、例えば窓口、あるいは災害のときに使えるような、そういったきめ細かな対応も今後は何か必要になって来ると思うんですね。

したがって、その辺を経費で補えるような、何かそんな工夫をちょっと考えていただければ。いっぱいこの看板に、多言語といっても英語位しか書けませんし、いっぱい書いてあっても、さっき見たら、確かに中国の方は多いですが、意外な国ですよ。タンザニアとか、マレーシアとか、スリランカとか、意外な国から見えていますので、そういったことがおいおいくんじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

教育負担の軽減ということなんですけど、こども園の費用のことがわかりますが、給食費の主食と副食ですね、分けて今後対応すると。給食のほうは、給食の主食のほうは町のほうで

負担していたけれども、ということ伺いました。こういった立て分けというか、それもすごくいいなと思うんです。

やはり、一つには公平性ということもありますので、なるべく多くの人が、しょうもないな、いいんじゃないかというふうな納得出来る前提がまずあった上ですが、こういった3人目の多子、あるいは6年次、3年次の負担軽減に、今、こども園での給食費の立て分けた副食と主食のこういった形での、例えば給食費を減免するとか、そういった形で、どうでしょうかね。これから、就学援助のあり方としてもちょっと考えていただければどうかなと思うんです。

確かに、全国で、特に給食費というのは保護者負担の中で非常に大きな割合を占めていますね。ですから、この辺が少しでも軽減されれば保護者のほうも助かると思います。しかも、例えば6年生、3年生というのはどんな子供も1回は通過しますから、全員に恩恵があるわけでありますので、こういった学年次を、あるいは3人目以降の多子、そういった方々を、子供たちを対象にした、こういった今の給食費の分けた形での、例えば主食費を減免するとかいうような形での給食費の切り込みも考えていってはどうかと思うんです。それが一つ。

それから学習支援のほうで、基礎学力を高めたいということで、主に色々土曜日ですか、行っておりますが、基本となる国語と算数、数学、英語ですね。英語はこども園から始めていますし、国語も漢検とか、聞いたところによりますと日本語検定も扱っているということで、英語については英検もありますし。ただ、算数、数学が、どういうふうにしたものか。やはり基礎的な教科の算数、数学も非常に大事だと思いますので、何かこういった、いわゆる客観的に評価されるような、成果を出せるようなそんなふうな、数検ですか、数学検定ですね。これはどうなるかわかりませんが、こういったものも、算数、数学の教科にも何か提供してはどうかという考えがありますけれども。その辺いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 再度の丸山議員からの質問にお答えしたいと思います。

ご質問の多文化共生ということで、それこそ町も色々な新たな法人が事業を開始するという情報がございますので、そうしますと、当然にして多国籍の人たちがそこに働くということは大いに考えられますので、前向きに翻訳機あるいはタブレット、そこら辺のところを検討して対応したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答え申し上げます。

まず、小学校6年生、中学校3年生の保護者負担を軽減でございますけれども、予算も伴うことでありますし、また、確かに公平性の観点ですね。お話よくわかりますけれども、この辺は就学援助費との特性の違いがあることは十分承知しながらも、お話として承知しておりますので承りたいと思います。また、検討させていただきたいと思います。ただ、そこで予算が伴いますのでお願いしたいと思います。

また、数検の問題ですけれども、以前中学生議会の中で、漢検を行っているけれども、補助して欲しいという子供たちの声がありまして、これについては子供たちの学力向上も含めて、漢検の補助については実行いたしました。

今の数検については、まだ本町では取り組んでおりませんので、そのことも含めて、補助をどうするかどうかのそれ以前の問題で、取り入れについてまた色々協議しながら、学校とも協議しながら検討して参りたいと思っています。入れること自体、私は個人的には全く異論ございません。ただ、子供たちの時間と負担がありますので、それでまた考えてみたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） いいですか。

これで、1番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（市原重光君） 次に、2番、久我真澄議員、どうぞ。

久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 久我真澄です。それでは、通告順に従い質問いたします。

質問事項は3件です。

まず1件目は、ふるさと納税についてです。本件に対する基本的な取り組み方針を伺います。

まず、このふるさと納税に関する質問に対しては、一昨年6月の第2回定例会で同じように一般質問として、私のほうで取り上げております。それから約1年たつわけですが、この間、ふるさと納税は高額な返礼品などで多額な寄附金を募り、ペナルティーを課せられる自治体も出る事態となっており、メディア等をにぎわせて参りました。

一方、先の一般質問に対する町長の回答は以下のようなものでございました。

今後、ふるさと納税の募集について、地域の課題や将来のまちづくりを見据え、納税者の共感を得るよう用途を工夫し明示するとともに、進捗状況や成果をお知らせするように取り

組んで参りたいと考えます。また、ふるさと納税をしていただいた方との継続的なかわりを大切に、町との交流の輪が拡大するよう努めて参りたいと述べられ、さらに重ねて、ふるさと納税をうまく活用することは、睦沢町を全国にPRする有効な手段と捉えており、この制度の本来の趣旨を踏まえて、町も国の示すとおり返礼品を3割以内にしながら、納税者の共感を得るような使途を明示するという方向に持っていきたいと考えております。このような締めくくりで回答をいただいております。このことで、私もふるさと納税に対し、大きな期待を抱いて注目して参りました。

それでは、ちょっと前置き長くなりましたけれども、ここで伺います。

まず、寄附金の使途について、具体的な事業、目的について明確に示し、賛同を得る検討は、現在どのように進んでいるのでしょうか。

2点目として、事業に賛同していただくには、納税者の共感を得るような工夫が必要になるかと思えます。そこで、睦沢町で育ち、町外で活躍されている方々などに寄附を呼びかけるなど、新たな募集方法の計画はあるのでしょうか。

次に、2件目、新たな総合戦略の策定についてです。

通告済みの質問内容は、次期総合戦略の基本方針はどのように考えていますかということですが、先般、市原議員より同様の質問がなされていますので、私のほうからは視点を変えて基本的なところを伺います。

では、まず1点目、現行総合戦略の冒頭に目指す町の将来像とのことで、「住もうむつざわ 行こうむつざわ「新しいまちのかたち」がここにある」、このスローガンは次期総合戦略でも継続使用をする予定ですか。これ1点目です。

2点目、現行総合戦略の基本的視点として、人口減少社会への対応を掲げ、人口減少の克服に向けて、より多様な取り組みを展開することが必要としていますが、この点も継続して取り組むのでしょうか。

この2点について伺います。

次に、3件目です。町の町道の整備についてです。

町道といっても、多くの方々が利用する生活道路から、耕作地に広がる実質農道として利用される道路、さらには通行困難な道路まであり、その整備状況は多様です。特に耕作地に面する実質農道においては、通行車両の大型化、通行頻度の増加とともに、路肩の崩れ、路床の沈下、路面の傾斜等が進行し、通行車両の脱輪、圃場への落ち込み、さらには沈下による埋設管路の破損も発生しています。通行車両が危険にさらされるのみならず、未舗装道路

の草刈り、埋設管路の破損修理工事など、地元負担ということで行っておりますが、これも現在限度に来ております。ついては、町道の整備経過はどのような状況にあるのか伺います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我真澄議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、1、ふるさと納税についての1点目、寄附金の使途について、具体的な事業・目的について明確に示し賛同を得る検討はと、睦沢町で育ち、町外で活躍している方々への寄附呼びかけなどの検討はについて、関連がございますので併せてお答えをいたします。

議員もご存じのとおり、ふるさと納税の制度の見直しによりまして、令和元年6月1日以降、ふるさと納税の対象となる団体を総務大臣が指定することとなり、千葉県内の全市町村が令和元年6月1日から令和2年9月30日までの期間に係る指定団体となりました。

これに伴いまして、総務大臣は、制度本来の趣旨に沿った運用に資するよう、クラウドファンディング型の仕組みの活用や、ふるさと納税をしてくださった方と継続的なつながりを持つための取り組みを積極的に進めていただくなど、全国各地の地域活性化に向けて、それぞれ、これまで以上に創意工夫を凝らした取り組みを進めるようにコメントが出されております。

ふるさと納税につきましては、今までの議会答弁の中でもお話をさせていただきましたが、今回の制度の見直しや総務大臣のコメントを受け、制度の本来の趣旨を踏まえて、引き続き町のPRの場として進めて参りますが、返礼品の魅力での寄附という場から、町の進める事業への支援に向けての自治体のクラウドファンディング制度の活用も検討しているところがございます。この制度は事業への寄附となりますことから、本町の実情に応じた工夫と魅力あるものでなければなりませんし、事業の趣旨、内容と明確な使途を寄附する方とお約束することとなりますので、既存の事業も含めて確実な事業推進が得られるものについて進めて参りたいと考えております。

今後、ふるさと納税の募集について、地域の課題や将来のまちづくりを見据えて、納税者の賛同を得るよう使途を工夫し明示するとともに、進捗状況や成果をお知らせするよう取り組んで参りたいと考えます。

また、ふるさと納税を新たにしていだける方や引き続き寄附をいただける方については、町の施策の魅力をお知らせすることが大切になることから、職員全員が宣伝マンであることを自覚し、身近なところから町のPRをし、交流の輪が拡大するよう努めて参りたいと存じ

ます。議員各位におかれましても、機会がありましたら町のPRにご協力いただければ幸いです。ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2の新・人口ビジョン・総合戦略策定について、現行総合戦略に対して、次期総合戦略の基本方針はどのように考えているかというご質問にお答えをいたします。

新しい人口ビジョン・総合戦略につきましては、市原時夫議員の一般質問でもお答えいたしました。まずは急激な人口減少を抑制するためにも、若い世代の転入を促し社会移動の均衡を目標とし、かつ出生率が向上するような戦略に出来ればと考えております。

基本方針はということですが、本年度中に国の動向を見た上で、戦略の方向性、基本方針を明らかにいたします。これは、法律上、自治体が策定する総合戦略は、国の戦略を勘案して策定することとなっているためでございます。

しかしながら、それぞれの自治体もそれぞれの事情や地域性もありますので、全てが国の意向どおりの戦略にはならない。また、出来ないこともあると認識しております。したがって、市原議員の質問に対する答弁と重複いたしますが、町としての基本的な考え方ということで、今までの拠点の形成から町民の人生をより豊かにする施策の展開をしたいと考えております。今までの計画に基づき形成される拠点を舞台とした新たなソフトプログラムの立案から実行、そしてその効果測定まで一貫した事業の展開が出来ればと考えております。

また、基本的な方向でございますが、基本的には第一次と同じ方向でいければ、しかしながら検討はさせていただくという方向で考えていきたいと思っております。

また、若い人たちの定住促進という観点からも、子育て支援に力を入れていきたいと考えております。安心して子供を産み育てられる環境づくりによる町の活力アップにもつなげます。そして、園小中一貫教育の推進、併せて教育環境としての施設整備についても進めて参ります。

また、スポーツを始め、自然や農業、歴史、文化といった睦沢町が誇る地域資源を最大限に活用した事業の推進、さらには、高齢化や後継者不足、耕作放棄地などの課題を抱えている農業に関する施策についても検討して参ります。

結果として、町民一人一人が健康で活力のある暮らしが出来るような戦略、そして実行をして参りたいと思っておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

特に、子育て支援ということでは、他の議員からも、例えば幼児期の病児保育だとか色々な提案がされております。実はこれについては、先日、睦沢診療所の院長が交代いたしましたので、早速新しい院長に相談に行って参りました。私からは投げかける問いをして、担当

課長からも実態を示しながら、ただ実態を見たところ、現在町も補助事業を作っておりますが、割と少ない件数で、民間としては非常にやりにくいのかな。要は、労働の対価に対して報酬が得られないという実態が明確になりました。

これについては、今新たな学校だとか、こども園をどうするかという検討をしておりますので、民が出来ないことは官がやらなくてはいけないのかなということもありますので、そこら辺については、これからの学校関係をどうしていくのかという中で、一緒に課題として取り組んでいければなというふうに思っているところでございます。

最後に、3の町道の整備について、耕作地周辺の町道について、地元での維持管理が難しくなっている箇所が出来ているということでございますが、町では認定された町道について、出来る限り安全に利用出来るよう維持管理に努めておるところでございます。また、草刈りや側溝清掃など軽微なものについては、各区へお願いしているところでございます。地域の方たちのご協力に対し、心から感謝を申し上げます。

なお、道路の陥没やわだちがひどくなっているような場所については、地域の方たちだけでの作業が難しいということも認識をしております。このような場合には、各区からの要望を受けまして、道路の利用頻度や生活への支障がある場合などを考慮し、必要な補修等を実施しております。

また、整備計画ということでございますが、舗装など簡易でない工事につきましては、各区から優先順位をつけさせていただき、町全体を勘案した中で判断させていただいているものでございます。これについては、過去に4年から5年、舗装工事等についてはストップをしておりますということで、かなり積み上がっておりますので、優先順位をつけると、なかなか要望を全て行うまでには時間がかかるというようなことから、先程申し上げましたような形をとっていきたい。

しかしながら、緊急性や危険性があり早急に対応が必要なものにつきましては、優先的に応急対応も含めて対処して参りますので、議員おっしゃられました耕作地周辺の町道についても、耕作への支障や利用者への危険があるかなど、現地で確認させてもらいながら、早目の対応が必要であれば、応急的な対応といたしまして、不陸の調整と併せて砂利敷きなどを行いたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） それでは、2回目の質問のほうに移らせていただきます。



まず、ふるさと納税ですが、これは昨年町長からいただいた回答とほぼ同様で、いかに町長の言われた方向でふるさと納税の制度は進められているかということが1番聞きたかったわけなんですけれども、現状、ホームページなどで見ているふるさと納税のページからは、従来依然とした自治体直営の通販営業をやっているなど、まだやっているなどということしか見受けられません。この辺の、どういう事情があってそうなっているのか。その辺を教えてくださいいただければと思います。

さらに、用途を明確にした事業、基金でも構わないんですが、そのものに対して寄附を募るということは、返礼品目的で納税する方々とはちょっと対応が異なるということで、より睦沢と深い関係を持つ可能性のある町内で育った方々、町内にご両親がおられる、おじいさん、おばあさんもおられる、この方々の福祉や介護。これは、町で見ると格好になるわけですから、その辺の福祉・介護の充実、あるいは学校の教育に対しても、育ち育てくれた学校に対するお礼として学校の設備投資等に、そこの事業に是非恩返しの意味でふるさと納税を行いたい。このようなことを考える方々であれば、色々な多様な事業に対しても賛同いただけるのではないかとということで、2番目の質問を提案したのでございます。その辺は、これから事業の形態が出て来るかと思えますけれども、この募集方法についても、色々考えていただければと思います。

さらに、続いて総合戦略についてですが、現在のスローガンですね。目指す町の将来像を言ったということでのスローガンですが、これは総合戦略の中でも1番大きな字で課題として書かれているのでございます。これを読みますと、「住もうむつざわ 行こうむつざわ」。これは将来像を示しているものだとということで、そこに書かれている文面を見れば、なるほどそうかなということで納得は出来るんですけども、直接これを見た町民の方々は、俺たちは一体どういうふうになっているんだという疑問が出るのは、ごく自然なことではないかな。これは、新しい町を作る、その新しい町を作るということは、俺たちのために作るのではなくて、新しく来ていただく、人口増のために来ていただく方々のために新しい町を作るのではないのかなと、俺たち取り残されていくんじゃないかなという、率直にそのような感想を得るスローガンだと思います。

また、そのスローガンの質問の後に、総合戦略で人口減少社会への対応ということで、人口減少の克服に向けてということで色々な取り組みをしたいということで記載されていますけれども、人口減少の克服ということは、人口減少を、町長言われたように、急激な変化をとにかくとめるんだというような解釈になるかと思えますけれども、結局のところ総合戦略

の目指しているものは、新たな人口を増やす。新しい町を作る。このようなことで、今までと変わらないというような理解をいたしました。

そこでさらにお伺いしますけれども、この総合戦略の中に示す人口増、これがなぜ人口増が必要なのかということですが、結論的には、このままですと睦沢町は高齢化が進んでいき、どんどん収入も減っていくよ、それに対する対応だというふうに、基本的な対応だと理解しますけれども、これは睦沢町だけじゃなくて、どこの市町村でも同じような課題を抱えているわけですので、この中で人口増に対する、人口減少に抗うような政策ではなくて、これからの時代は人口減少に順応した政策が必要なのではないかな、そういうふうに私は考えております。

そこでお聞きしますけれども、この人口減少に順応する施策ということは、税収が減ってもそれなりに行政運営が出来ていく、福祉や介護の経費が賄える、そのようなことが1番の問題ではないかと思えます。

そこで一つお伺いしますけれども、先程のふるさと納税と関連します。ふるさと納税の最も特徴的なことは、先程の事業ごとに賛同を得て、ふるさと納税を募集したという話の続きをしまして、ふるさと納税というのは賛同するということは要するに、関係人口、交流人口を増やすということでもあります。現在、多大な投資をして関係人口を増やし、これの実質効果としての受け皿にもなり得る制度でもあると考えます。

また、納税者、地元に住んでくれなくても、地元の人口に数えなくても、直接町に税を納めてくれる第二の住民とも考えられるわけです。結果的に人口増につながっていると解釈してもいいのではないかなと思われ、そのような画期的な制度だと思いますので、総合戦略の中でも、是非ふるさと納税のこのツールを十分活用するような格好で進めていただければと思います、その辺の見解を最後にお伺いします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我真澄議員のご質問に再度お答えをいたします。

基本的なモットーについては、出来れば第一次総合戦略を踏襲していきたい。当然検討いたしますがというお答えをさせていただきました。

また、このふるさと納税制度、そもそもが都市あるいは町村の、要は税収の格差ですね。これを穴埋めする。よく言われるのが一極集中、田舎からみんな都心に向かってしまうということで、実は都心にいる方はほとんど田舎の出身者というようなことから、このふるさと

納税ということで、税収の格差を埋めることが出来るんじゃないかということでございます。

いずれにいたしましても寄附でございますので、町があなたは幾ら払ってください、あなたは睦沢町に親を、睦沢町にお世話になっているから幾らくださいというものではないわけですよね。ただ、それをPRの中でどうやってうまくそういう気持ちにさせるかということではないのかなというふうに思いますが、ただ、基本的な考えは、税収の格差を埋める制度ということで画期的な方法と。しかしながら議員おっしゃられるように、これが過度のあれになりまして、返礼品が課題になって来るというようなことから、睦沢町では、課題ではなくて、それなりに品位を持って、コシヒカリの1万円で20キロ返礼を15キロにするとかという形で、華美にするどころか、国の指導に沿った形をしておりますので、議員おっしゃられるように、中身を見るとじり貧状態にあるというのが実態だと思います。

そういった中で、議員がおっしゃられるように、これからは色々な新しい形。例えば、ただ物を返すだけではなくて、町で色々な活動をするんだとか、色々なことをこれから提案しながらやっていこうということで、それを少しずつ始めているところでございます。

議員から見ると全く変わっていないように見えているのかなということでございますが、そのように職員と一緒に一つずつやっていきたい。

ただ、先程も申し上げましたように、国の方針等もありますので、今、画期的なというか、なかなか難しいところがあるところでございます。先程、総務課長からの話ですと、睦沢町、コシヒカリの返礼品がそれなりに多いと。ただ、多いといっても、一時期よりも大分数量は減っておりますが、割合とすると多いわけですね。やはり町の基幹産業は農業ということもありますので、そこら辺については重点を置きながら、また新しい方向を出していければなということでございます。

それから、人口増ということでございますが、実は私の首長仲間に700人の首長もいます。これは山梨県のある村の村長でございますけれども、人口700人だそうです。700人でも、立派に村は経営していつているんですね。ただ、今睦沢町がいきなり700人になると10分の1になります。そうすると、公共施設、そういうものを維持するものがまず厳しくなる。そうした場合にどうするかというと、やはりいつも言っているように、出来れば徐々にという形になれば、少しずつ少しずつ町もスリム化していくのかな。いきなり激やせしてしまうと病気になってしまうんじゃないかという心配がございます。ということで、少しずつ少しずつ健康な状態でスリム化をしていくということが求められるのかなというふうに思っているところでございます。

そういった中で、今、スマートウェルネスタウン元年ということで、睦沢町は今そういうふうにいるところのございますけれども、もとが出来たわけですから、これからはお金を投資するんじゃなくて知恵を投資するということで、ソフトプログラム、これを新しいものを注入して、他からの色々な知恵を入れながら、今度はそれが町民に、今までは画期的なことだったんですけれども、画期的なこと、新しいことはなかなか町民はやりにくい、とつきにくいわけですが、他から来た人がやっていると、もうそれが睦沢町では当たり前になってしまったということになると、従来から住民も、もう当たり前のことであれば自分も結果が出ていますのでやってみようかなという形になっていければ、従来からの町民もそれに向かって、町の活性化に向かっていくのではないかなということで、決して、今やっていることが、他から来た人たちだけのためではないんですね。

睦沢町もこういう新しい、他の近隣町村ではどこでもやっていないことをやっているよ。これは、もしかすると睦沢町って人口減るかもしれないけれども、でも何となく希望が持てるね。駅はないけれども、鉄道は来ないけれども、高速道路はないけれども、それでも何か新しい、町長が言っているように、1時間で東京には幾らでも遊びに行ける、東京からでも幾らでも人は来てくれるということが町民にもわかっていただければ、新しく来た人たちだけではなくて、そこにいる人たちも、色々な人が来て、ここ睦沢町いいね、いいねと言ってくれる。我々はそんなのは当たり前だと思っていたけれども、いつの間にか気がついたら、新しい人たちが、こんなにいいところ、素晴らしいところに住んでいると。何か聞いているだけで、わくわくどきどきして来るような町になっていければなということを目指しておりますので、また議員も色々ご指導いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 眞澄議員さん、いいですか。

久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 最後に、人口が減るのを徐々に下げて健康な状態で減らしていけばいいのではないかなということでございますけれども、健康な状態で人口を減らすというのを徐々に対応していくということで結構なんですけれども、先程提案したふるさと納税で、多くの町内の方々だけではなくて、町外に住む方々、多くの方々の協力を得ながら、睦沢町を、税収の減っていく睦沢町を何とかやっていくという方法を地道に積み重ねていけば、何とか大きな流れとなっていくのではないかなと、こう思っております。

結論から言いますと、新たな人の流れを作るというのは、今の総合戦略の中の文言で、スローガン等ありますけれども、新たな税の流れを作ると、ふるさと納税で作ると。こういう

ことでやっていければ、さらによくなるんじゃないかなと思いますので、そのようなことを検討していただきたいなと思っております。

質問、以上で終わります。

○議長（市原重光君） いいですか。ということだそうですから、じゃ答弁どうぞ。

市原町長。

○町長（市原 武君） 色々ご提案ありがとうございました。

ある意味では、議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、ふるさと納税だけに限らず、色々な施策を打ちながら健全な睦沢町を維持しながら、希望のある町にしていきたいと思っておりますので、よろしくご指導お願いいたします。

○議長（市原重光君） これで、2番、久我真澄議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、5番、田邊明佳議員、どうぞ。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは通告順に従い、質問させていただきます。

一つ目、農業用ため池について。

農業用ため池は、報道によると全国に16万箇所あるとされます。古くから農業用水確保のために作られ、洪水や土砂流出に対する治水対策の重要な一面も持つと言われております。

そういった面がありつつも、近年の集中豪雨や大地震の増加の中、昨年7月の西日本豪雨では、ため池の決壊は2府4県で32箇所で行っており、下流に被害が出ました。そのため国は、大雨や地震で決壊のおそれのある農業用ため池の防災強化のために、農業用ため池の管理及び保全に関する法律案を提出し、4月19日に参院本会議で成立しましたが、この法律の町への影響と対応はどうなっているのか伺いたしたいと思います。

多少細かくなりますが、法律のことですので担当課長さんがお答えくださっても結構かと思っております。

まずお聞きしたいのが、同法第3条、都道府県及び市町村は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため、相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置、その他、農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとするがありますが、現時点で考えられる、この町の対応はどういったものでしょうか。

また、第4条の、農業用ため池の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく都道府県知事に届けねばならないとありますが、届け出に関するサポートはされるのでしょうか。報道では、国が把握するため池の30%は所有者が不明とされ、また、所有者や管理者の情報が登録されているため池は50%に満たないようですが、睦沢町にあるため池と、その所有者の把握は全て出来ているのでしょうか。睦沢に所有者のわからないため池はありますか。

第7条の、都道府県知事は、農業用ため池であって、その決壊による水害とその他の災害により、その周辺の区域に災害を及ぼすおそれがあるものとして、政令にて定める要件に該当するものを特定農業用ため池として指定することが出来るとありますが、これまでもため池に関しては、防災重点ため池がありました。基本的には所有者の違いということで、防災重点ため池と特定農業用ため池の基準は同じというようなことは、第198回国会の農林水産委員会でも質疑で答弁されておりますが、同じ中身で名前が違うというのはややこしいものです。確認ですが、特定農業用ため池と防災重点ため池は同一ということでしょうか。

12日の報道で、防災重点ため池が新基準では6万箇所超えとされ、今年度中に市町村などが位置や貯水量などを記したマップを作成し、来年度までに研究連絡体制を整備したり、浸水想定区域図を作成したりするそうですが、そういった報道がありました。これは全てのため池に適用されるのでしょうか。また、特定農業用ため池は睦沢にあるのかお聞きしたいと思います。

細かく聞いておりますが、ため池を利用している農業者や地主等の地元住民は年々減少しております。通常の管理面でも先行きの不安はありますし、その中で、第5条にもありますように、所有者にため池の災害を防ぐための適正管理の努力義務を促すなど、負担増になるのではないかと懸念される内容となっております。そういった懸念からこの法律の町への影響と対応を伺いたいと思います。

二つ目、防災について。以前から質問している防災について。

いつも対策を進めているとのことですが、暮らしの中で特段進歩していると感じられませんが、どう進められているのか伺いたいと思います。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田邊明佳議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、1、農業用ため池についてでございますけれども、農業用ため池の管理及び

保全に関する法律が成立したが、町への影響と対応はとのことですが、まず、この法律が制定された経緯について、若干触れさせていただきたいと思います。

平成30年7月、議員がおっしゃるように、7月の豪雨では広島県を中心としました32箇所のため池が決壊をし、ため池の下流域に甚大なる被害を与えました。

このように、近年は台風などによりまして、豪雨や大規模な地震により農業用ため池が被災するケースが多発していることや、農業用ため池は江戸時代以前に築造された施設が多く、権利関係が不明確であったり、離農や受益者の高齢化により管理組織が弱体化し、日常の適正な維持管理が困難になるなどの問題が浮き彫りになっていることから、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するための法律といたしまして制定されました。

さて、本町への影響と対応とのご質問でございますが、平成30年8月には、全国ため池緊急点検といたしまして、本町においても、堤体直下に人家、公共施設がある農業用ため池11箇所の点検を行い、結果は11箇所ともに異常は見受けられませんでした。

また国は、防災重点ため池の再認定を進めており、千葉県でも現在認定されている県内11箇所の防災重点ため池から認定数を増やす方向で再認定の作業を進めて参りました。その結果、本町には今までは防災重点ため池はありませんでしたが、今回の再認定によりまして、39のため池のうち24のため池が防災重点ため池の認定を受けました。

そのような状況の中、町といたしましても、防災計画やハザードマップにこの24箇所の防災重点ため池を盛り込む作業を進め、町民の生命及び財産の保護を最優先に考えまして、国・県の動向を注視しながら、定期的な点検、適正な管理保全を含めた対応をして参りますので、ご理解を賜りたいと思います。

そういった中で、私が特に注目しておったのは、女ヶ堰と長楽寺堰でございます。これにつきましては河川堰ということで、他のため池は全て国から町に移管を受けまして町所有になったと思いますが、この女ヶ堰と長楽寺堰につきましては河川でありますので、町所有ではないのかなというふうに思料しております。またこれについては、色々詳細に調べて、その管理責任をきちんとしていきたいなというふうに思いますが、いずれにいたしましても、この二つにつきましては、管理費用がこれから非常に大きくなるのが懸念される。特に、ため池から落ちるところが両方とも滝になっておりまして、それが年々後退しているということになると、トンバといいますか、水をとめる施設までだんだん後退して行って、そこまで行ってしまうと水をとめることが出来なくなってしまうということで、多額な費用がかか

るのではないかという懸念がございます。

そういった中、この防災重点ため池の認定は、この二つも入っておりますので安堵したところでございますが、これにつきましてはまだ法案が通ったばかりでございますので、詳しい内容について、国・県の動向を注視しながら、この対応を万全を期していきたいなというふうに思っております。

それと大変すみません。先程言われました防災重点ため池と特定ため池の違いについて、担当課長のほうから後ほど答弁させていただきます。

次に、2番目の防災の推進については、議員よりたびたびのご質問を受けており恐縮に存じますが、町の対策といたしましては、地域防災計画の実行を踏まえ、組織の強化や施設整備、地区自主防災組織の充実と防災への意識の高揚を進めて来たところでございます。

特に地域防災力の向上に向けて、避難所や自主防災組織の資機材の充実を、県の補助事業を活用いたしまして5か年計画で進めており、地域での防災実務者として活動いただく災害対策コーディネーターも、おかげをもちまして48名の修了者となり、睦沢町災害対策コーディネーター連絡会の設立によりまして、その主体性と意識や技術の向上維持に努めていただいているところでございます。

また、昨年度の防災会議において、各関係機関との連携強化についての認識を新たにさせていただいたことと、新たな道の駅の完成に伴う広域避難所及びヘリコプター離発着場の設置と総合運動公園の増設により緊急指定避難場所の追加によりまして、避難者受け入れの人数の大幅な増加を可能とすることが出来るようになりました。

震災後の災害ボランティアセンターの設置につきましても、昨年度に町社会福祉協議会にて、運営訓練も関係団体や中学生の参加を得て実施をしたところであります。その他、災害時の避難行動要支援者名簿を作成し、現在の取りまとめが終了し次第、提供させていただきます。

なお、先般実施いたしました町教育委員会主催の防災アカデミーは、青少年のキッズキャンプに合わせて、防災意識の向上と知識を学び、地域災害対策コーディネーターとの連携を図る意義深い体験となったとの報告をいただいております。

災害は、いつどこで起きるかわかりませんが、近年、全国各地で想定を超える豪雨や地震が多く発生しており、先日隣町の長南町で震度5弱を記録しております。その日は第23回一宮川流域水防訓練を実施しており、改めて災害の怖さを実感したところでもあります。

現在、災害発生の都度、防災への取り組みが見直されている現状においては、最新の防災



ハザードマップを活用していく中で、日ごろからの準備、避難の仕方など、まだまだ十分と言えない現状でありますけれども、暮らしの中で進展が見えないという点につきましては、こうした取り組みの説明が不足であるというふうに自覚をしております。なおかつ町民の皆様の災害意識の向上に課題があることと言えます。

引き続き、関係機関と連携を図りながら、防災対策に鋭意努力して参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

実はつい先日、6月11日火曜日でございますが、市町村長の災害対応セミナーと申しますか、消防庁によるものがありまして、私参加をさせていただきました。そのときに言われたのは、東北大震災のときに、高台にある幼稚園が子供たちをわざわざバスに乗って避難をして、どこに避難したかという、津波が来るほうに行ってしまうと、運転手だけ逃げてきちゃって、子供たちが海の中に置き去りにされて、最後は火災で亡くなってしまったという悲惨なお話も伺いました。

ですから、とっさのときに判断をきちんとするという事は非常に重要だということを教訓として帰って参りましたが、その中で、特に首長として、実は消防庁なんかは全国からすると毎日のように、あるいは毎月のように災害があるから、我々は慣れていきます。しかしながら首長さんは、一任期中あるいは自分が3期、4期とやった中で、1回あるかないかの災害であると。そのときに的確な指示が出来なければ駄目だということから、そのときはマン・ツー・マンで、相手、先生が1人、市町村長が1人ということで、相手が防災課長になったり、色々な形をとって、これこれこういうことがあります。町長、どうしますか。例えば、土日にかけて台風が来ていますと。町長は出張です。いざとなったけれども、どうも早くなってきました、どうしますか。指示はどうしますか、避難はどうしますかというような具体的な案件を示した中で研修を受けて参りました。

私も、幸いにして総務課長なども経験しておりますので、そこら辺については、相手の意図したところを回答したのかなという自負は持っておりますが、いずれにいたしましても、再確認をさせてもらったところです。

そういう訓練が日ごろから町民一人一人が出来るようになれば、先程言ったような間違っただ行動が起きない、起こさせない、そういう指示をしないということを徹底していきたいと思っておりますので、またご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） それでは、命によりお答えいたします。

まず、先程議員のご質問の中でありました農業用ため池の中のいわゆる特定農業用ため池、これと防災重点ため池、この二つに関しましては、まずそれぞれ国が定める選定基準は同一でございます。

先程、議員おっしゃられたように、これは所有者の違いによる呼び名の違いということで、国、地方公共団体等が所有の場合を防災の重点ため池、それから民間所有の場合は特定農業用ため池というような形で呼び名が変わっているという点でございます。

ちなみに、先程町長の答弁にもありましたが、今回、今までは防災の重点ため池、本町はゼロでしたが、今回の見直しを受けて、24指定を受けました。ただ、今回の特定農業用ため池の指定については、現在のところはございません。

以上でございます。

それと、先程出ました第4条の届け出をする場合のサポートということですが、これは当然、今現在は、町の所有のものは全て把握がされておるところですが、今後、仮にまだ存在がはっきりしていないような、個人または地域の所有のもの届け出の際には、当然のことながら、町といたしましてもその辺の事務手続についてはサポートさせていただくと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

対応はまだ、法律も出来たばかりなのでまだということで。でもスピード自慢の町長ですから、もう色々情報を仕入れているんじゃないかなと私は思ったんですけども、残念です。

とにかく私の気になるところは、農業者の負担はどうなるかという点においてでして、でも今の話ぶりですと、所有者がどうも町のものが多いようなお話で、ということは、それ以外のものは特にないということよろしいんでしょうかね。

ただ、防災については、自治体等が出していく面もあると思うんですけども、そうすると町の負担が大きくなっていくと思うんですけども、以前堰等の堤体等の耐震診断をしてはどうかとの質問をしましたがけれども、全ため池にそういったような診断や、それに基づく減価償却資産ではないんですけども、耐用年数の算定と、古いものですし、それをして、どれだけの耐久性、あとどれ位もちそうだということが、あと計算して、いつ補修等をしなればいけないとか、防災の工事をしなきゃいけないかということを見ていく必要がある

んじゃないのかなと私は思うんですけども、どうお考えでしょうか。

次に、防災についてですが、2回目はこれまで質問したことを中心に伺いたいと思います。

防災については、古くは私が質問したのは平成24年当時、交通不能区間とされた橋への応急対策を指摘したにもかかわらず、未対応の上、翌年の台風で橋の接続部の崩落により通行不能になったことから始まり、想定外の災害が多い中での橋などの危険箇所への看板設置等は、設置し対応を図って参りますとのご答弁をいただいたことがあるんですけども、余り特に見当たらないような気がするのですが、危険箇所への設置はどれほどされたでしょうか。

また、一次避難場所にならない集会所近くの住民の避難に関する指導や、河川の氾濫時における河川付近の住民の避難順路の整備などはどうなっているのでしょうか。あのごときのご答弁によると、机上訓練はしたことがあるとの答弁で、地域の方々と相談しながら進めて参りますとのことでした。特に防災の拠点に出来ない区民センターについては、早速指導していきますとのことでしたが、どう早速進んでいるのでしょうか。これは最初に指摘してから3年たっておりますが、いささか対応が遅いのではないのでしょうか。地元にも聞きましたが、何らそういったリアクションもないとお話でございます。

私がいつも申し上げているのは、箱とかを用意していただけじゃなくて、その地域地域の実情に合わせた取り組み等を指導していったら、提案していったらどうだという話をしていたんですけども、そういった話は聞かれなくて、コーディネーターは養成したとのことですけども、そのコーディネーターがどう動いているのか、どう地域の防災のために動いているのかというのがわからないんですね。動いていないならいしてもしょうがないということになると思うんですけども。あと機材があったって、あるだけでもしょうがないと私は思います。

避難順路の話になりますけれども、河川付近でなくても、山合いの集落では避難所の土砂崩れ、そういったのも懸念される場所もありますし、うちの区の中央団地も山を背負っていて、その土砂崩れの危険性もあるとお話も聞かれています。

平成28年に、各地域に合わせた防災はとの質問をいたしまして、自主防災組織を深めていきたいとの答弁をいただいたんですけども、先般、4月の地元の区の総会でも、そういったことは確認したんですけども、特にそういった防災については何もなしのことなので、どう深まっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。

農業用ため池につきましては、一つ目には防災という面、もう一つ目には農業用水の確保という、この二面性があると思います。法律が出来たばかりで内容についてはこれからというお話をさせていただきましたが、用水組合で対応すべきもの、あるいはその土地の所有者が防災としてやるべきものという二面性が出て来るのかなという感じがしております。

ただ、ため池ですので、堤体は崩れれば防災の関係になりますから、水をためるということに関しては、所有者のほうで当然しなくてはいけないのかなと思いますが、それを活用するポンプだとかそういう、あるいは一時的にとめる、せきとめる施設等については、やはり用水組合が担わざるを得ないのかな。ただ、それが防災という観点で、どこまでカバーしてくれるのかな。また、そこら辺については十分、先程も申し上げましたが、国・県の動向を十分見極めながら、睦沢町にとって、いずれにしましても所有者となると町あるいは県になりますから、町の負担が大きくなりますので、出来れば用水組合の負担をなるべく少なくして、所有者の責任で出来る範囲内、出来ればこれも高率の国の補助等を見込めるような形を早く確立したいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、防災関係でございますが、色々ご指摘ありがとうございました。特に河川付近だとか、あるいは地域の、要は区民センターへの避難をどうするかと。議員ご承知のとおり、昨年予定をしましたが、たまたまその日が違う行事と重なってしまいまして実行することが出来ませんでした。ということで、議員おっしゃるとおり、一つも進んでいないんじゃないかというお叱り、ごもっともだと思います。改めて、今年度また総務課のほうで進めて参っておりますので、よろしくお願いをしたいなというふうに思っております。

また、橋の通行不能等の看板でございますが、幸いにして、災害の工事等をさせていただいたというようなことで、その場所については、看板を設置しなくても済んでいるのかな。ただ、抜本的な開始はまだまだこれからでございますので、でも最低でも、本当に危険なときにそれが防げるというようなものについては、災害工事などを重点的にしながら緊急的な避難措置を講じていきたい。

また、先程申し上げましたように、今年度、各地域での訓練ということで、大規模広域避難所への訓練は従来からやっておりますが、自分のうちの近くの避難所への訓練ということも、これから力を入れながら進めて参りたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解と、またご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 3回目聞こうとしたことを、先取って答えてくださってありがとうございます。

聞こうとしたことはお答えくださったんですけども、用水組合でやる範囲と町の防災での観点からのやる範囲と。

ただ、町長もご存じだと思いますけれども、農業者も減り、集落の人口も減り、米価は低迷して、バブルのときのようにお金は使えないと。そういった中で、推計の負担増というのは離農者を増やす一因になると私は思うんです。そこが使えないなら、他でも貸してくれるところはもう。手放す人は多いですから。いるからいいやって話にもなってきますし、そういった点での配慮はいただきたいなと私は思っております。

防災ですが、反省いただいていたので、余り言えないんですけども、一つだけ。

避難所に出来ない集会所付近の住民の方が、被災したらどこにも行き場がない。どうしたらいいのか教えてくださいと、避難訓練の折に投書したそうなんです。それで、地区懇談会でもそういった趣旨の発言をしたそうなんです。何ら解決しなかったと。私たちの言葉は届かないのかと、大変お怒りでございました。

そういったこともありますので、町長は他の議員の方の答弁で、内向きに目を向けていくようなこともおっしゃっていたので、そこは大いに期待したいところでございます。

本当は、コーディネーターの動きも見られないので、問題に何ら対処していないのではないかと行って終わりにしようかと思ったので、なんですけれども、このあたりで終わりにしておきます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ため池につきましては、議員おっしゃられるように、今、認定農業者あるいは集約営農ということで、どんどん農業従事者の数が減っております。ということは、用水組合の負担が非常に重くなっていると。金額だけではなくて、労働的にも重くなっているということは十分認識しております。

ということで、先程答弁したように、所有地を通しての町あるいは県、あるいは国の補助制度を防災重点ため池というような認定も24箇所いただいておりますので、是非これを有効活用して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

防災関係でございますが、先程も言いましたように、従来は広域避難所への避難ということが中心でございましたが、これからは、身近な避難というものを重点的に考えながら、何かあったときに、どこに行って、どうなるのか。5年間で色々災害、防災の用品をそろえて

来ましたが、実際どういうものがある、どういうふうを活用出来るのかということも、住民自らが実際にやってみないとわからないんじゃないかということも当然ありますので、議員ご指摘のとおりでございます。

ただ、災害コーディネーターも、実は災害に遭ったときにこうしましょう、ああしましょうということで、その先導役をするということなものですから、なかなかそこら辺が皆さんに見えないというところであると思いますが、実は、各地域の自主防災組織を作っていたいておりますが、その先導役に十分なり得るというふうな内容を研修していると思いますので、実は私もその一員でございます、そういうことを研修受けておりますので、それが各地区での訓練のときに十分その任をお示し出来るような形を、是非計画したいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） これで、5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで2時40分まで暫時休憩といたします。

（午後 2時26分）

---

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 2時41分）

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成31年3月31日に公布され、

同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものです。

主な改正は、個人町民税の非課税要件の追加、住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長の改正などです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） では、命によりまして、承認第1号の主な改正内容についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月31日に公布されたことに伴い、所要の整備を行うものです。

本改正は改元以前に公布されましたので、年号の記載は全て平成となっております。

今回の条例改正は5条立てとなっております。

審議資料の1ページをお開きください。主な改正内容に沿ってご説明申し上げます。

個人住民税の非課税の範囲につきましては、23ページの第3条による改正中の第24条、単身児童扶養者、いわゆる未婚のひとり親を非課税対象措置へ追加いたします。障害者、寡婦等に対して町民税の非課税措置が講じられておりますが、今回の改正で単身児童扶養者を加える改正が行われました。施行は平成33年1月1日からです。合計所得金額135万円以下が対象となります。

続きまして、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除につきまして、いわゆる住宅ローン控除でございますけれども、3ページの第1条による改正中、附則第7条の3の2でございます。住宅借入金等特別税額控除の公示期間の延長でございますけれども、平成32年末、12月31日までの間に消費税10%が適用される住宅取得について、住宅ローン控除の期間を3年間延長し13年となります。これに伴い、所得税から控除し切れない額は、控除限度額の範囲内で翌年度の住民税から控除する措置を3年間延長する改正が行われました。

第2項につきましては、住宅借入金特別税控除適用要件の廃止。住民税において、納税通知書が送達された後に所得税において還付申告等により控除が適用される場合には、個人住民税においても控除が適用されることとなりました。

続きまして、軽自動車税の税率の特例でございます。軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、環境性能割が軽自動車税に導入されたことにより、その適用を電気自動車等に限定することとしました。ただし、消費税の引き上げを考慮し、現行の措置を2年延長し、34年4月1日以降に新規登録を受けた軽自動車から適用する改正を行いました。まず、9ページの第1条による改正中、附則第16条の改正において、平成29年分の軽課を削除し、重課を31年度に限ったものとする改正を行いました。これにつきましては平成31年4月1日施行でございます。

続きまして19ページの第2条による改正中の附則第16条の改正において、重課の規定を整備し、平成32年度、33年度分の軽課を新設する改正を行いました。これにつきましては、平成31年10月1日から施行となります。

続きまして、23ページの第3条中による改正中の附則第16条の改正において、平成34年、35年度分の軽課の対象を電気自動車等に限った上で新設いたしました。平成33年4月1日施行となります。

その他関係法令の改正に伴う条項の整備等でございます。

以上で、承認1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の主な改正内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 消費税の増税に伴う負担の軽減ということでこれは出されているわけで、これ矛盾があるんじゃないですか。消費税の増税に伴うということで、じゃ、何で期限切るんだということになっちゃうわけですよ。このやった分で増税分は終わりますよというならわかるんだ。片方はずっと続くんですよ。当面は何か軽減しているようにしておいて、だんだん上げていって、よくカエルの実験というのがありますけれども、そういうような、こういう矛盾についてどうお考えかと。無批判に、そういうことでございますので、はい、やりますというのでいいのかというのが一つです。

それから、この自動車の問題もそれは含んで、それはただもう一つは、これ見ると新車、それからハイブリッド、電気自動車は高いやつで、結局自動車の、巨大な大手はこれでいいわけですよ。それと、こういうふうにすれば、消費税導入前の駆け込みと駆け込み後のこの



極端なものをなくするというので、こういう大もうけしているところには非常に有利だけれども、庶民にとってはなかなか手が出ないようなところは大いにやってくださいということで、もっと金出せと言わんばかりの制度で果たしていいのかと。

これ全体は賛成しますよ、私は。結果的にはいいんだから。ただ、考え方は一言言っておかないとまずいということですよ。これどうなんですか、考え方。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 増税対策なので、反対を全部減税してしまうと増税する意味がなくなりますので。ただし、その期間は急激な上下があると困るということで、その措置ということでご理解いただければと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私は言おうかなと思ったら、町長が増税の意味がなくなりますからと、まさにそのとおりですよ。しなきゃいいということを町長自身が言っていたいて、本当に気持ちが一致したなというふうに思いますが、素晴らしい答弁でした。ということでそう思いますよ、私。

それと、この住宅ローンの問題なんですけれども、これも私は矛盾があるんじゃないかと思うんですよ。つまり、新しく家を建てたところについての年限を決めて、負担、余りならないように減税しますと。じゃ、賃貸はどうなんだということなんですよ。

これ、一見違うように思うかもしれないけれども、同じなんですよ、基本は。新しく家を建てたってローンで払うんだから。賃貸はちゃんと毎月払うんだから、同じことなの。ところが、消費税の影響を受ける人は家を建てなさいと。家を建てれば減税してやろうと。家を建てられないのは減税ないですよと言っているような、こういうような矛盾のある仕組みで果たしてこれいいのかと。睦沢町は今度のスマートウェルネスをやったら何戸位になるんですか。それ、ちょっと数を教えてください。そういう方々については、安くして入ったんだけど、やはり税金は家を建てなきゃ駄目だったのかなんていうことになりかねない。せっかく町のところも、これ矛盾があるんじゃないかなというふうに思うので、その辺のちょっと数を教えてくださいということと、その考え方。

それからもう一つ、これは単身児童扶養者を非課税対象にするということで、こればつと読んで私はわからなかったんだけど、色々読んでみてわかりました。これはつまり、婚姻の経歴がない方で子供さんがいる方、今まで除外されていた方に非課税対象、年収135万円かな、以下ということでやるということなんですけれども、法律上は寡婦と同様で、つま

り、一度結婚されてということで、法律上は非常に矛盾がある。こういうふう位置付けておいて、実質的には、実際的にはいいんですよ、実際的には進んでいるんですけども、こうした法律上の不十分な制度として、そういうことは認識されているのかと。これは寡婦というのを直せばいいんですよ、だから。これは法律の問題だから言っても駄目なのかもわかりませんが、そういう矛盾が今回は非常に多いというようなことについてはご理解しているんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 家を建てていただくことによって経済対策の一環とするということではないかなというふうに理解をしております。

それから、寡婦というか、そういう方については今まで対応していたんですけども、事実上、それと同様程度にある者について、皆さんの意見というかそういうものを酌みながら、実際上同じ状況にある方については、法的にうんぬんは別として同じように対応しようという救済措置ということだと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えします。

今町長がお答えしたように、スマートウェルネスで33戸、それとリバーサイドで18戸ありましたが、今回この後議案がありますけれども、賃貸としては16戸ということで、合わせて49戸、町が建てたものがあるということです。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ありません。

これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成31年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものです。

本改正は、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の基準額を見直すものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） それでは、命によりまして、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部改正について、主な改正内容についてご説明申し上げます。

審議資料の31ページをお開き願いたいと思います。この主な改正内容につきましてご説明をさせていただきます。審議資料33ページから35ページにかけて、新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思います。

33ページ第2条第2項で、保険税の賦課限度額を引き上げるもので、医療分の基礎賦課額を58万円から61万円に引き上げるものです。

次に、国民健康保険税の減額、第21条です。先程、第2条第2項で高所得者の賦課限度額の引き上げをご説明いたしました。併せて世帯の総所得が一定水準以下の場合、税の軽減

判定所得基準の改正を行い、税の軽減を図るものです。

第1項第2号は、5割軽減の要件を規定しております。合計所得金額33万円に、被保険者1人に27万5,000円を加算した額、この基準額27万5,000円を28万円に改定するものです。

34ページ、第1項第3号は2割軽減の要件を規定したものです。合計所得金額33万円に、被保険者1人50万円を加算した額、この基準額50万円を51万円に改定するものです。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最高額を3万円引き上げるとのことですが、これは所得額かな、収入額かどうかかわからないけれども、それは幾ら以上の方が対象ですか。何世帯ありますか。

○議長（市原重光君） 税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 世帯収入で申しますと、約960万円以上の方です。世帯数としては12世帯ございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それと、表には1人当たりと世帯当たりがありますが、いわゆるモデル世帯、夫婦と子供2人で400万円かな、の場合は幾らになりますか。年額でもいいですけども、下がりますか。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 今回については限度額と軽減判定ですので、先程言った標準世帯につきましては変わりはありません。軽減にも、266万円であれば上限に達してありませんので、今回の改正についての影響はございません。

○議長（市原重光君） 他に。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第8、議案第1号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第1号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本町の国民健康保険税は、国の法改正に伴い、平成29年度及び30年度においては、保険税課税限度額の引き上げや、低所得者に対する軽減の拡充が行われてきましたが、税率については、医療費の増加に伴い、平成28年度の引き上げ以降据え置きでありました。

平成30年度から国保制度が都道府県単位化され、本年度は2年目を迎えるわけですが、県が財政運営の責任主体となったことにより、市町村ごとの国保事業費納付金の積算において、本町は医療費水準が高いものの被保険者数及び所得水準が低いことから、結果として本年度の納付金が前年度より低く抑えられました。

このようなことから、県が示した標準保険料率を参考に保険税率の引き下げや賦課方式の見直しを行い、また、財政調整基金を1,000万円取り崩して国保会計に繰り入れし、被保険者の税負担の軽減を図ったところでございます。

本改正につきましては、5月24日の国民健康保険運営協議会において承認をいただき、本日提出させていただくものです。

今後も国県の動向に注視しつつ、保健事業の推進により医療費の適正化を図って参る所存であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） それでは、命によりまして、私のほうから国民健康保険運営の状況と今回の一部改正に至る経緯等につきましてご説明させていただきます。

審議資料の37ページをご覧くださいと思います。

国民健康保険保険給付費の推移でございます。まず、グラフの1でございますが、国民健康保険被保険者数の推移として、それぞれの年間の平均被保険者数をまとめたものになります。平成25年度平均は2,573人でしたが、年々減少し、30年度平均では2,008人となり、この間565人減少しております。被保険者数の減少について、主な要因といたしましては、平成28年10月からの社会保険適用拡大による社保加入や75歳到達による後期高齢者制度への移行などの割合が多くなっていることがございます。被保険者の中でも、前期高齢者の平均被保険者数は平成25年度が979人で、平成30年度平均では1,079人と100人ほど増えております。

国保被保険者数のうち、前期高齢者の占める割合をグラフの2であらわしており、平成25年度は全体の38%でしたが、30年度は54%に増加しております。

グラフの3は、保険給付費とその財源内訳をあらわしております。

また、グラフの4は、各年度の保険給付費を100とした場合の財源割合を示すものになっておりますので、併せてご覧くださいと思います。

給付費全体では、被保険者数の減少等により平成27年度の約7億8,600万円をピークに横ばいから若干下がって来ております。なお、平成30年度は決算見込みであり、令和元年度予算につきましては過去3年間の給付の伸びを勘案して作成しております。

数字の記載はございませんが、1人当たり給付費においては被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、平成27年度には32万1,626円となり、30年度では34万3,744円と高い値をほぼ横ばいで推移しております。

この給付費の主な財源として、国・県等からの負担金、財政調整基金の繰り入れ、税収がでございます。国保運営においては、これまでは保険税額の全てを保険給付に充てているわけではございません。このグラフでは、保険給付費と保険税の推移を見るためにあらわしたものでありますことをご理解いただきたいと存じます。

国・県等からの負担金収入は、近年ほぼ横ばいの割合ですが、30年度の広域化で若干増えております。

基金の繰り入れにつきましては、これまで医療費の増加には基金を取り崩し補填して参りましたが、制度改正により保険給付費に要する費用については県から全額交付されるため、30年度決算見込みにおいては繰り入れをせず、令和元年度においては、先程町長の提案理由にもございましたが、1,000万円の繰り入れを予定しております。なお、30年度末基金残高は、下段に記載しております額9,284万9,076円でございます。

最後に税収でございますが、平成27年度まで給付費が右肩上がりです。上昇し、その動向から、平成28年度に税率を上げる改正を行っておりまして、28年度は被保険者数は減少しておりますが、税収は一時的に若干上がっております。令和元年度におきましては、本日ご提案いたします税率の改正を見込み1億5,700万円とし、全体の財源割合の21%を占める見込みであります。なお、収納率は県の示す標準的な収納率93.63%で見込んだ数字でございます。全体といたしましては、国・県等の負担金の割合が増加傾向にあり、税収額の割合は減少傾向にあります。国保制度改革により、県は給付に必要な費用を全額町に支払い、町は県が市町村ごとに決定する国保事業費納付金を納付するという仕組みになったことにより、この納付金額が保険税算定においても影響するものでございます。

納付金は、被保険者数と所得水準で案分し、それぞれに医療費水準を反映し決定されますが、本町の状況がどのように納付金に反映したかという視点で申し上げますと、町の被保険者数は県全体の減少率よりもはるかに大きく、また所得も同様に低い状況となっております。

一方、医療分は県内で1番医療費指数が高い状況にあつたわけですが、これらの要因全体を加味した計算においては、結果として令和元年度の本町の納付金は低く抑えられましたので、国民健康保険被保険者の所得からの税収と照らし合わせ、保険税の負担の軽減を図るべく、基金も1,000万円取り崩し、全体として税率改正の減額見直しを行おうとするものでございます。

なお、次年度以降の納付金がどのように推移するのか、国・県の動向を注視して見極めつつ、基金の活用も視野に入れて被保険者の税負担を考慮して参りたいと考えております。また、併せて医療費が高い現状については、保健事業の推進をさらに図って参る所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

改正の具体的な税率につきましては、この後税務住民課長より説明がでございます。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） では、命によりまして国民健康保険の税の改正についてご説明申し上げます。

審議資料の38ページをお開き願いたいと思います。

国民健康保険税の税率改正につきましては、現行税率と改正案の税率との比較を記載しております。国保税の課税は、基礎分、支援分と介護分の合算により世帯主に課税をしております。今回の改正は基礎分で、所得割を7.4%から7%、0.4%の引き下げ、均等割につきましては2万7,000円から2万2,000円で5,000円の減額、平等割については2万2,000円から2万円で、2,000円の減額となります。支援分につきましては、所得割を2.6%から2.5%、0.1%の引き下げとなります。均等割は1万円に変更はございません。平等割4,000円については廃止といたします。介護分は、所得割を2.1%から1.8%で、0.3%の引き下げとなります。均等割額8,000円から1万2,000円で4,000円の引き上げとなり、平等割5,000円は廃止といたします。

この税率で算定しますと、中段にあります計欄になります。国保加入者数の所得割の対象額、所得ですが、こちらにつきましては本年度の所得が確定しておりませんので、前年度の所得となり、10億8,475万3,000円でございます。介護分につきましては、40歳から64歳までの加入者が対象となります。その方の所得が3億9,738万7,000円でございます。これらに税率を掛けまして算定した額が計になります。

改正案では、所得割、均等割、平等割の三つを合計したものが2億302万9,000円で、現行率で比較しますと2,337万4,000円ほど減となります。これは年間の税額となりますので、この中から低所得者の世帯に対しまして7割、5割、2割の軽減を行いますと2,440万円が減額となります。

続いて限度超過額でございますが、基礎分、支援分、介護分の限度額を算定した結果、その超える部分が640万9,000円で、現行税率と比較しますと117万7,000円ほど減額となります。

次に、月割、端数調整ですけれども、4月1日が賦課期日となりまして資格を取得した場合は、その月から月割で課税されます。また、喪失した場合につきましては前月までが賦課となります。ここ数年、喪失される方のほうが多いことから、519万4,000円ほど減額となります。現行税率と比較しますと、54万6,000円ほど減額となります。先程の計と今の減額を差し引きますと、調定額で1億6,702万6,000円となり、現行税率と比較しますと1,717万3,000円減額となります。

次に、1世帯当たりですと14万円で、現行税率と比較しますと1万5,000円の減額、次に、1人当たりですと1人8万5,000円で、現行税率と比較しますと8,000円の減額となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。



○議長（市原重光君） 説明が終わりました。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 先程は失礼しました。ここで質問すべきでした。

ところで、1人当たり、世帯当たりが出ておりますが、いわゆるモデル世帯の場合は幾らになりますか。幾ら減額になりますかというのが一つです。

それから、介護分のことですけれども、被保均等割世帯、プラスマイナスありますけれども、これは1人の場合だと1,000円位マイナス、上のパーセント入れなきゃなるわけですが、これは1人の場合だと1,000円位マイナス、上のパーセント入れなきゃなるわけですが、それよりも、大体、これ介護分と言った場合2人になると思うんですが、そうなった場合に、所得割の分のこれも加算をするとどうなりますか。親がいて、そのまた親がいたら3人ってあるかもしれないけれども、大体2人で高齢者という場合で、介護ある場合が多いと思うんですけれども。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 利用者が夫婦と子供2人、4人家族で所得が266万円。これにつきましては、試算いたしますと43万5,200円ということで、年額で4万1,600円ほど減となります。一応、試算の結果でございます。

○議長（市原重光君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 私のほうから、介護分の関係でございますけれども、ひとり世帯の場合は、所得割の他にこれまでの均等割8,000円と平等割5,000円を合わせて1万3,000円から均等割1万2,000円で1,000円安くなりましたけれども、二人世帯の場合は均等割が2万4,000円となり、改正前より3,000円ほど高くなります。なりますが、これは介護分のみで比較した場合でありまして、基礎分、支援分についても今回改正しておりますので、相対的には安くなりまして、今回の改正で前年度と同じ所得額の場合ですと、負担が増えるというケースはございません。また、全体として国民健康保険被保険者数と世帯数の関係で見ますと、平均1世帯当たりの被保険者数は1.65人という数字になりますことから見ましても、介護分の均等割の値上げによる大きな負担はないものと捉えております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それで、最初に説明がありましたけれども、被保険者数の推移を見て、私、大事なのは、単に後期高齢に行っているだけではなくて、新たに保険加入ということ。つまり、いったん退職をされて高齢になったけれども、働きたくて働く人もいるだ

ろうけれども、かなりの部分は働かないと、今後2,000万円のあれは得られないというのを生に感じている実態がこの中にも出ているということで、なかなか大変だなというふうに思いました。

それからもう一つは、これを見ると、いかにも国・県がたくさん財源をやっているかのように見えますけれども、これ以前で大問題があったわけですよ。分母を変えちゃったんだから。様々な国保会計に関する分母をどんどん削って行って、それでやっていますから、これは以前のところと比べれば、こんなに高くやっているわけじゃないんだという点は、私は言っておきたいというふうに思います。

それで、今言ったように、このような形で言えばこれですね、思い切って介護分のところも、これ上げないでもっと下げたほうがよかったんじゃない、何かここだけ異常に固執しているのは何なんですか、全体だったら、すっきりするためにも、みんな下げましたよ、相対的に下がりましたという話よりも、そのほうがやったぞという感じが出るんじゃないでしょうか。

○議長（市原重光君） 白井課長。

○健康保険課長（白井住三子君） ご指摘の部分でございますけれども、全体の中で、やはり応能割、応益割という考え方もございますので、その辺のバランスのところからも、今回こういう改正にさせていただきました。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第2号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日付で公布されました。

これに伴い、介護保険法施行令の保険料率の算定に関する基準が一部改正され、10月の消費税率10%への引き上げに伴い、第1段階に加え第2、第3段階も含めた非課税世帯の保険料を軽減の対象とし、低所得者に対する保険料の軽減強化を図ろうとするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 命によりまして、私のほうから、睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本条例は、今年10月から予定されております消費税の引き上げによる増収分を財源とした介護保険料の低所得者への軽減強化が主な改正の内容となります。

国では介護保険法施行令を一部改正し、低所得者の保険料の軽減を図ることとしております。この改正を受けて本条例を改正しようとするものです。

議案と併せて審議資料の45ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第2条第1項では、改元により平成32年度を令和2年度に改めます。

次の第2項から第4項は、保険料9段階のうち第1段階から第3段階までの低所得者の保険料の軽減についての規定です。第2項では、第1段階の保険料額を2万3,900円に改め、第3項、第4項では第2項の減額賦課に関する規定を準用して軽減を適用することとし、第3項では第2段階の保険料額を3万9,800円に、第4項では第3段階の保険料額を4万6,100円に読み

かえて軽減するよう決めました。具体的に申し上げますと、所得の1番低い第1段階の保険料は改正前の2万8,700円が、軽減適用後は2万3,900円に、次の第2段階は4万7,700円が3万9,800円に、第3段階は4万7,700円が4万6,100円にそれぞれ軽減されることとなります。

また、今年度は消費税の引き上げが年度途中の10月からでございますので、軽減についても半年分となります。

なお、来年度につきましても軽減が見込まれますが、まだ政令が改正されておられませんので、このたびは今年度分について改正をいたしました。

最後に、附則では第1条の施行期日は公布の日から施行し、4月1日から適用することとし、第2条には経過措置として平成30年度以前の保険料には今回の軽減は適用しないことを定めしました。

以上、雑ぱくですが、睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは何でこんなわかりにくい改正をするんだということなんですよ。例えば、この1号被保険者3万9,800円と書いてあるんだったら、今言ったように最終的な3万9,800円に変えればいいんだ。それを、それは2万8,700円とするになって、今度はさらにそれが3万9,800円と読みかえるものとする。これ私だってなかなかわからなかったですよ。どこ見ればいいのかなど。実質的には、この部分で軽減の対象にするということになるわけなので、実質的なんだから、これはここを変えて、変えるときはまた変えればいいというふうに私は思うんですけども、なるべく私は法律とかこういうものはわかりやすくすべきだと思うんですけども、次の消費税また上げようということで、余りここはいじりたくないのかわかりませんが、その場、その場的に読みかえるだとか、にもかかわらずとかいうようなこういうようなやり方、全国どこでもこんなやり方やっているんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） これにつきましては、税条例、国の税条例がほとんど、やはりこういう作り方をしております。附則において、全く逆のことを、正反対のことを言っております。それについては当分の間、当分の間が30年も40年も続いているものもあるんですけども、当分の間なので附則で読みかえるという手法を国は常々使っております。その一環かなとい

うふうに思います。

大変申し訳ありませんけれども、国に準じておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第3号 財産の処分についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） それでは、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第3号 財産の処分について提案理由を申し上げます。

町では、人口減少、少子高齢化に歯どめをかけるため、若者層の定住及び地域の活性化を促進することを目的に、若者定住型賃貸住宅として上之郷女ヶ堰地先にリバーサイドタウン、戸建て賃貸住宅18棟を建設し、平成26年4月1日より18世帯全てが入居を開始いたしました。そのうち、平成28年度に1世帯が転出され、入居募集をした結果、当該住宅の有償譲渡がなされております。

また、入居開始から5年が経過しましたが、今回、家庭の都合により、平成31年3月31日

をもって1件の転出がございました。新年度になり、購入希望及び賃貸希望で募集を行い、購入希望1件、賃貸希望3件の申し込みがあり、選考の結果、購入希望をする方に決定したものでございます。町外からの転入となります。

譲渡価格は、土地の価格325万500円、建物の価格772万5,749円、物件の総額で1,097万6,249円となり、令和元年5月17日に不動産売買の仮契約を締結しております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の町財産の処分に当たるため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） まず土地価格は色々変動するということがあったと思うんですけども、土地価格と建物価格の、この基本となった金額、これはどういう根拠ですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） まず、土地価格について申し上げたいと思いますけれども、土地の価格については当時の土地の買収価格、それと造成費用を鑑みて設定させてもらっております。1平方メートル当たり1万5,000円ということでございます。

そして、もう一つ建物の価格なんですけれども、最初に建てたときの金額がありますけれども、その費用を減価償却させていただいております。そして、定率法だったと思います。償却方法の一つとして定率法で計算しているということで、これを毎年償却していくということで、その価格で決めているということで、今回この770万円何がしとなったということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 確認ですけれども、そうすると、もう最初の段階から価格についてはもう決まっていると。だから途中で変更はないということで、買う方がいつの時期とかというのがあるかもしれませんが、売る方がということがありますけれども、そういうことで

すね。そのときそのときでは変わらないということによろしいですか。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） そのとおりでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 状況なんです、全棟売却、これは1番いい状況でありますけれども、これが状況からして可能かどうか。

それと、当初、私の記憶であります、コスト試算の中では、全棟売却しても、また色々な資産の状況があったわけでございますが、当初試算では、いずれにしても町負担がおおむね9,000万円位じゃないかというようなことで記憶しておりますけれども、こういう状況からして、見通しからして、どの程度コスト試算に相違が生じるのか。このリバーサイドタウンに対してどの程度の町の資金が使われるのか、その辺、出来得ればわかる範囲で結構ですのでご回答をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） リバーサイドについては、平成25年だったと思っておりますけれども、費用対効果ということでシミュレーションさせてもらっております。そのときのシミュレーションでは、耐用年数、木造の住宅ということで22年、これの最後の年度が令和18年度になります。70%を売却したときの試算をさせて、もう全棟もあつたんですけれども、70%を13戸が譲渡される試算ということでさせてもらっております。

また、これについては、譲渡が全くされない場合であっても耐用年数までの投資効果に差異はないと。要するに、家賃で入って来るのと売却する金額がそんなに変わらないということで、そんなに差異はないということになっております。しかしながら、この令和18年度、耐用年数過ぎても譲渡がされなかった場合、その後の維持管理費、これが大家ということでかかって来るので、ロングスケールで考えたときにはやはり費用負担が出て来るということでございます。

本件を含めて2棟が有償の譲渡がされるわけでございますけれども、譲渡価格は、償却額を、先程もありましたけれども定率法により設定しておりますので、令和5年度には住宅の価格が本年度の約770万から500万円ほどまで下がって参ります。この頃が入居者も住宅を取得しようと思う時期ではないのかなというふうには思っております。

また、今年になってからも、1件ではございますけれども、そろそろ購入を考えたいとい

う入居者の相談も来ておるわけでございます。アンケートもとっておりますけれども、それではアンケートの中では令和5年度までに購入したいという方が6人ございました。

そして令和10年度、ちょっと長くなりますけれども、10年度にはさらに200万円ほど安くなりますので、この辺が再度購入を考える区切りなのかなというふうに思っております。耐用年数の最後の年となる令和18年度には、住宅の価格ゼロ円となりますので、土地代金のみとなるということで、最終的には皆さんが購入してもらえるものというふうに見込んでおられます。

土地代金がかかるということで、全部が売れるかどうかわかりませんが、全部が売れるようなことで進めていきたいと思っております。また、入居している方にもそのように促していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） アンケートで促しているというようなことでございますけれども、早急に買っていただけるような施策を、今住んでいる方々に、ソフト面で対応が必要じゃないかというふうに思いますので、その辺は積極的をお願いをしたいということでございます。

それから、ちょっと確認なんですけれども、令和18年以降、町で費用がかかって来るということでありますけれども、試算上どの程度の費用がかかるのか、試算上ですよ。その辺をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 令和18年度までは毎年100万円から150万円の試算をしておりますけれども、その後については今試算をしておりますけれども、全体的な修繕がかかるということで、やはり今のその倍位はかかって来るんじゃないかなということで考えると毎年300万円位は全体でかかって来るんじゃないかなというふうに思っております。ただ、一回に全部やるんじゃなくて、順繰り順繰りとやって計画的にやっていきたいとは思いますが、そうならないように全部売れば良いなというふうには思っています。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 売れたことはとてもいいことだと思っております。

以前ここで、保険対象外の備品から物が飛んでということで、新たにまたカーポートにまで保険に入った経緯があったと思うんですけれども、これから先売却をしてくれるところの保険の制限とかをきっちりかけていくのか。町所有の建物がある、周りにある中で個人所有のものがあつたときに、そこまで、細かくは言えないだろうけれども、ある程度の保険は加



入していくのかと。

それから、今の浄化槽、合併浄化槽が全部ここは入っていると思うんですけども、その合併浄化槽の取り扱いというか、そこら辺は、今普通に購入された方と同じようになるのかの確認をさせてください。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 以前、大風、台風のときだったかと思えますけれども、カーポートが、作ってすぐだったと思ってがっかりしたんですけれども、そのときには保険対応するということがあったんですけれども、最終的にはカーポートを居住者に譲渡しているということで、皆さんそれを承知でいただいているということでございます。

この今回の譲渡の中では、そのカーポートはもう譲渡してありますので入っていません、価格には入っていません。ただ、前に住んでいた人から新しい人に譲渡するという覚書を結ばせてもらって、それでやっているということです。

他の保険の対応なんですけれども、全体敷地の中でそこだけ一つ抜けてということだと思いますけれども、町の共済保険の中で一棟ずつ保険に入っているということで、それは一棟ずつの保険加入ということなので、抜けたら個人で入ってもらうというような形になるかと思えます。

そして、浄化槽については、特定事業でこの場所は作っております。新しく入居された方については、特定事業の制度を活用してもらうようなことで売却あるいは賃貸として募集しておりますので、その辺については引き続き特定事業で対応するという形になります。

○議長（市原重光君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 財産の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第4号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第4号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について提案理由を申し上げます。

本協議は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散することにより組合の組織団体の数が減少することとなるため、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る規定について改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市

町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第5号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第5号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

補正額は、2,952万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億4,352万8,000円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。

2款1項5目財産管理費につきましては、リバーサイドタウン5号棟を有償譲渡するため、睦沢町若者定住促進基金条例に基づき不動産売払収入を積み立てるものです。

2款1項6目企画費につきましては、地域イベント助成事業助成金として、一般財団法人地域活性化センターから交付決定があったので、まっ白い広場の自然体験イベントへの助成を行います。また、地区集会施設等補助金として、大上構造改善センターの改修に係る経費を計上いたしました。

3款1項1目社会福祉総務費につきましては、消費税率引き上げによる家計の負担や消費への影響を緩和するためのプレミアム付商品券に係る経費を計上いたしました。

また、3款1項3目障害者福祉費についても消費税率引き上げに伴うもので、幼児教育無償化と併せた就学前の障害児の発達支援に係るシステムを改修するものです。

5款1項3目農業振興費につきましては、寺崎新町営農組合から農業機械の更新に伴い、

農業機械等整備事業補助金の活用について申請要望があったため、計上いたしました。

歳入につきましては、当該事業に係る特定財源を計上し、一般財源は財政調整積立基金の繰り入れにより調整いたしました。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） プレミアム付商品券ですけれども、これは使い道はもう細かく決定をされているんですか。町独自で、こういう独自のこの活用の仕方というところでは何かあるんですか。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） お答えさせていただきます。

商品券の町独自というのは特にございませんで、商品券を買うとか旅行券を買うとか、乗車券とか切手とかという、そういう金券等の換金性の高いものとか、あとたばこですとか医療保険や介護保険等の負担金ですとか、土地や家賃の地代とかの支払いですとか、そういうものは駄目だということで指示が来ておりますので、その辺を除いたものは購入可能と思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これも消費者増税ということでやられたもので、それこそさっき言ったみたいに、この1年限りじゃなくて、どうせやるならずっと続けろと言いたいわけですがけれども。

それともう一つ、1,000万円ですよ。こういう部分がおろされるのなら、こういう煩雑な実務も伴うよりも、例えばリフォームの助成を増やして地元の業者も利用者も喜ばれる仕組みだとか、それから子供の、先程言った給食の問題だとか、それから耐震だとかというふうに、私はそういうところにこそ使って全体が活性化するというふうなことがいいと思うんですけれども、ただ、こういうふうにやりなさいというのは細かく決まっているんですか。

その対象年齢だとか対象者世帯だとかというのも全部決まっているんですか。

○議長（市原重光君） 川越課長。

○福祉課長（川越康子君） はい。規定がございます。今回の対象は、2019年、今年の1月1日現在の住民税の非課税の方、それから子育て世帯ということで2016年の4月2日から2019年の9月30日、消費税の変わる前の日までに生まれたお子さんの世帯主の方が対象となっております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それはまた全然違うの。

雑入の中で地域イベント助成事業というのは、雑入で入れているというのは、どういう流れでこういうふうになっているんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 雑入とあるのは、先程町長の提案理由でもありましたけれども、一般財団法人地域活性化センターからの歳入ということで、国とか県からではなくて、そこから歳入を一回町が受けて、そのまま流すという形なので、雑入で一回受けているということです。

○議長（市原重光君） 他に。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） プレミアム商品券ですけれども、消費税の増税による落ち込みの対策ということで、心得ているんですけれども、印刷屋もまた商品を守る商工業者、そこら辺が落ち込むとともに潤うように、町内業者を是非とも使えるところは使えるような施策にしていだけるようお願いをしたいと思うんですけれども、そこら辺の取り組みについてお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（市原重光君） 川越課長。

○福祉課長（川越康子君） 今回も、今、田中議員さんおっしゃっていただきましたように、商工会さんのほうにご協力いただくように考えておりまして、全体のところは商工会さんをお願いしまして、商品券の販売自体は郵便局さんで扱っていただけるということになっておりますので、郵便局さん、二つの郵便局と、それから商工会さんでも販売をしていただけるということになっております。

それ以外の、販売したお金を換金したりとか、販売するお店の周知を図っていただいたりとか、その辺の一連の業務を商工会さんのほうで心よく引き受けていただけるということにお話を伺っておりますので、協力して使いやすい形にしていきたいと思っております。よろ

しくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 私のほうから補足いたしますが、これに係る事務等については当然町内業者を使っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 今回の事業費が、プレミアム商品券ですけれども、約1,300万円ですが、これは対象になる方が前回と違って住民税の非課税、それから子供さんが3歳半までということで、本人が気づけばいいんですけれども、つまり自分が買えるという、気づけばいいんですが、そうでない場合もあるかもしれませんね。あるいは知らないで買いに行くとかですね。それから、3歳半までの子供さんは、例えば一人でも1件、それとも、3人も子供がいたら、つまり金額の上限の3倍買えるのかどうか、その辺のことですね。どのように周知を。

○議長（市原重光君） 川越課長。

○福祉課長（川越康子君） 今回の場合は、非課税世帯につきましては申請が一応必要ということになっております。子育て世代については、申請は特に要らないということですので、町のほうから税の情報とかをリストアップして、対象になると思われる方に通知するような形で申請を促すようなことを考えております。

子育て世帯の方につきましては、対象になるその子供さんの生年月日とかでわかりますので、そちらを把握しまして引きかえ券のほうを送付するような事務を考えております。

子供さんが2人、3人いらっしゃった場合には、その上限がどうなるかということなんですけれども、1世帯で買える額というのが購入される価格で2万円、それで、商品券として使われる額で2万5,000円ということになっておりまして、2万円で5,000円のプレミアム分がつきまして、2万5,000円分の買い物が出来るという仕組みになっておりまして、3歳半までのお子様を2人いらっしゃる場合には、その2倍の額の5万円分をその世帯主であるお子様の世帯主の方が購入出来るという形になっておりますので、お子様の数で金額は、上限額は増えていくようになります。

以上です。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 販売の、その商品券の最小単価なんですけれども、5,000円とか1,000

円とかあると思うんですね。人によっては、最初にお金を出しますから、うちはとりあえず1万円とかいう人もいらっしゃると思うんです。

前回の何年か前のときは全部売り切ろうということで頑張ったわけなんですけど、今回は売れ残りなんか出た場合の処分はどうしますか。

○議長（市原重光君） 川越課長。

○福祉課長（川越康子君） 前回の商品券と違いまして、前回のほうがプレミアムの率も高かったこと、それから購入される方の制限も特になかったということで、前回は大変人気もあったということがあるんですけども、今回は買われる方の制限というのにもかかっておりますので、売り切ろうとかということまではちょっと考えてはいなかったんですけども、5,000円のプレミアムがつきますから、その買える方たちには買っていただいて利用していただければ、それで消費も上がってきますし冷え込みを抑えるという、消費の下支えをするという意味もございますので、なるべく利用していただけるようにPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） まっ白い広場に助成いただけるということで非常にありがたいなということでございますけれども、先般、振興課長には電話で大変恐縮でしたけれども、ちょっと申し上げておいたんですが、このまっ白い広場というのは下之郷の下根方地域にあるわけでありましてけれども、非常にその現場に行くまでに道路が狭いのと、あの周りには揚水機場、色々あります。

この助成金を渡すときに、出来ましたらちょうどいい機会だから言っていたきたい点があります。事故を起こしてからでは間に合いませんので、ちょっと申し上げておきますけれども、あそこは揚水機場、これは時期になりますとポンプがもう回りっ放しで活動しています。子供たちが、前回もちょっとあったんですけども、事故につながる可能性がちょっとあったんですね。あれ、子供たちが遊んでいますから、おもしろ半分に触ったりすると大けがをしてしまう。時にはもっと大きな事故につながってしまうということがございますので、そこら辺を担当課のほうからで結構でございますから、ちょっと言っていたけると大変ありがたいと思います。

それともう一点は、子供たちも遊びに夢中になっちゃって、自分たちがやっている畑だけ

ではなくて一般の人たちが作っている畑のほうまで動いてしまって、作物等に非常に被害が出ているということは確かであります。そういったところも踏まえて、担当課のほうからでも結構ですので一言言っていただくと大変ありがたいと思います。今回いいチャンスだと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 今、ちょっと隣で話させてもらっていたんですけども、振興課長のほうから言われてからまっ白い広場のほうの人に伝えてくれたということなので、私のほうからも、そういう事故があつてからでは間に合わないということはおっしゃるとおりだと思いますので、伝えたいと思います。また、畑に被害が出ているということも一緒に伝えていきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第13、報告第1号 平成30年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。



(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 本件については以上のとおりご承知願います。

---

◎報告第2号の上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第14、報告第2号 平成30年度陸沢町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 本件についても以上のとおりご承知願います。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 続いて、提出者の説明を求めます。

中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） それでは、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものでございます。

自治体の財政力の違いによって子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るには、一人一人の子供たちにきめ細かな教育と、よりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要でございます。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行いますけれども、質疑はありますか。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

---

#### ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 追加日程第2、発議案第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

それでは、提出者の説明を求めます。

中村義徳議員。

○10番(中村義徳君) 発議案第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出について説明いたします。

国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出の説明をさせていただきますが、教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を担っています。しかしながら、社会の変化とともに、子供たち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供たちの安全確保など課題が山積みしております。子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するために、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がございます。

地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力は不可欠であります。国における2020年度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑をいたしますけれども、質疑はありませんね。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定しました。

本日議決されました意見書2件について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

---

### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第2回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時17分）